

## 会議録・平成29年6月13日第2回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成29年6月6日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月13日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

1番	上田	清	2番	伊豆	千夜子
3番	山内	理	5番	中井	啓悟
6番	松本	忍	7番	江	京子
8番	樋口	文隆	9番	北岡	泰
10番	阪井	勇男	11番	綿民	和子
12番	奥山	幸洋	13番	乾	健郎
14番	辻井	成人			

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 畑 弘人 朝倉 晶子 松本 章

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	西口 和良
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	松井 友吾
人権生活環境課長	世古口 和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	高橋 浩司	まち整備課長	堀 真
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	世古口 哲哉

## 1. 会議録署名議員

11番 綿 民 和 子

12番 奥 山 幸 洋

## 1. 議事日程

同意第2号 教育委員会委員の任命同意について

承認第2号 専決処分した事件の承認について

明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

承認第3号 専決処分した事件の承認について

平成28年度明和町一般会計補正予算（第6号）

報告第1号 平成28年度津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）繰越明許費計算書

報告第2号 平成28年度個人番号カード交付事業 繰越明許費計算書

報告第3号 平成28年度国民年金電算システム改修事業 繰越明許費計算書

報告第4号 平成28年度農業基盤整備促進事業 繰越明許費計算書

報告第5号 平成28年度水産物供給基盤機能保全事業 繰越明許費計算書

報告第6号 平成28年度中学校建設事業（プロポーザル業務支援委託）  
繰越明許費計算書

報告第7号 平成28年度大規模改造（空調設置）事業 繰越明許費計算書

報告第8号 平成28年度中学校建設事業（基本設計業務委託 外）繰越明  
許費計算書

報告第9号 平成28年度歴史的風致維持向上計画推進事業  
繰越明許費計算書

報告第10号 平成28年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業工事  
請負費）繰越明許費計算書

報告第11号 平成28年度施設建設事業（伊勢市公共下水道建設事業負担  
金）繰越明許費計算書

- 議案第28号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 明和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
- 議案第31号 明和町ふるさと寄附基金条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 明和町教育委員会委員定数条例の制定
- 議案第35号 水道料金債権の放棄について
- 議案第36号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問

---

(午前 9時 00分)

**◎開会の宣言**

**○議長（辻井 成人）** おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第2回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

---

**◎会議録署名議員の指名について**

**○議長（辻井 成人）** 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

11番 綿民 和子 議員

12番 奥山 幸洋 議員

の両名を指名いたします。

---

**◎会期の決定について**

**○議長（辻井 成人）** 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間としたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月16日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長(辻井 成人) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、2月、3月、4月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長(辻井 成人) 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長(中井 幸充) おはようございます。

平成29年第2回明和町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、ただ今は、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、先の第1回定例会でお認めいただいた各予算でございますが、頂戴したご意見、ご提言を念頭に置き、執行しております。そして、国・県の動向にかんがみ、明許繰越事業、継続事業も含め早期執行に向け、各課で事業推進を図っているところでございます。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、ご報告させていただきます。

3月27日、岩手県久慈市と明和町が、地方創生に関する広域連携協定の調印式を、久慈市役所で行いました。久慈市からは遠藤市長ほか関係者の皆さん、そして、明和町と久慈市の双方のアドバイザーでもある皇學館大学の千田良仁准教授が出席されました。今後、地方創生に関する取組みの中、健康づくりや観光振興等に関する交流を行い、両市町の地域活性化につなげたいと思います。

3月30日に、明和町と三重県LPガス協会において、「防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書」を交わす調印式を行いました。これは、平成27年に締結した「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づき、災害時に必要となる調理台やコンロ台、LPガス供給機材、それらを保管する倉庫等を明和町総合体育館敷地内に設置していただくもので、県内では10番目の締結となります。当協会の藤岡代表理事からは、「住民の皆さんの安全安心の一助となるよう、今後さらに努力していきたい。」とのお話をいただきました。

4月の5日から10日にかけて、町内の各小学校と中学校、幼稚園、保育所などで入学・入園式が行われました。4月5日の各保育所の入園式では、60人が入園、6日の6つの小学校の入学式では196人が入学、また、7日の明和中学校の入学式では205人が入学をされました。そして、10日に行われました各幼稚園とみょうじょうこども園の入園式では、合わせて83人が入園されました。

次代を担う子どもたちにとっては、大きな夢と希望を持って、健やかに、

そして、伸びやかに成長してほしいと願っているところであります。

4月8日、中学校建設工事の基本設計業者を選定する選定委員会が中央公民館で開催されました。選定はプロポーザル方式で、1次の書類審査を経た5業者により行われ、株式会社青島設計が選定されました。今後、建設に向け基本設計に取り組んでいただきます。

4月15日、中央公民館で、平成29年度公民館講座の開講式が行われました。今年の受講者は、33講座に679人、同好会に46講座733人の合計79講座1,412人で、開講式には約150人の皆さんが出席をされました。また、今年は初めて中学校吹奏楽部の演奏会もあり、明るく素晴らしい演奏に、大いに盛り上がりました。これからも公民館講座を、楽しい学習の場として、また、仲間づくりの場として、ご活用いただきたいと思います。

4月21日、お菓子の祭典として、4年毎に開催されている全国菓子大博覧会の開会式が、伊勢市の県営サンアリーナで行われました。今回で27回目を迎える菓子博覧会は、地方自治体もバックアップする大きなイベントで、全国から集められたお菓子の展示・即売や、菓子職人による工芸菓子の披露がありました。

明和町からは、4月26日の市民参加プログラム「いせ舞台」で、公民館講座「はじめてのマジック」の皆さんが、華麗なマジックを披露していただきました。また、5月3日には、チェリーボンボンによる、めい姫ダンスの披露やめい姫バウムのふるまい等により、町のPRを行いました。

5月20日、大淀・下御糸・斎宮・修正の各小学校で「春の運動会」が行われました。この日は暑い日となりましたが、各小学校の子どもたちが大きな声援のもと、元気に楽しく競技する様子を見て回りました。

5月21日、第29回全国シニアかるた選手権大会が、いつきのみや地域交流センターとさいくう平安の杜を会場に開催されました。17都道府県から50歳以上の62人が参加し、歴史ある斎宮の地で、熱い試合が繰り広げられました。

5月24日、「斎王まつり」をPRするため、議会から議長、副議長に同行

いただき、第33代齋王役の中前安薫さん、女別当役の中保友里さん、齋王まつり実行委員会の皆さんと、鈴木知事を表敬訪問しました。知事からは、「多くの方々の努力があってこそこの35回目で、今や県を代表するまつりとなっています。県としてもいろいろな角度から応援していきたい。」との激励の言葉をいただきました。

5月30日、全町自治会長会を、齋宮跡を活用した地域の交流拠点である、いつきのみや地域交流センターで開催しました。議員の皆様には、ご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございました。平日の会議にもかかわらず、約7割の自治会長さんに参加していただき、町から自治会でお世話になる各種事業の説明などを行いました。

また、現地見学として、さいくう平安の杜と大淀、浜田・八木戸津波避難タワーを見学していただきました。自治会からいただいている質問につきましては、今後、各地区で懇談会を計画していますので、その時に具体的な回答や説明をさせていただくこととしています。

6月3日と4日の2日間にわたり「第35回齋王まつり」が、盛大に開催されました。3日の前夜祭では、齋王役をはじめ群行出演者の紹介のほか、特別ゲストとして、齋王まつりの特別顧問で、明和町の観光大使も務めていただいている長岡成貢さんの演奏があり、会場に詰めかけた観客を魅了しました。

また、4日の群行は、さいくう平安の杜を出発し、上園芝生広場、古代伊勢道を経由し、博物館に到着する史跡公園内を通るコースで初めて行われ、平安絵巻さながらの群行を多くの皆さんに楽しんでいただきました。

今年も大きな事故もなく無事に終えることができましたことは、ひとえに実行委員会の皆様のご努力と、まつりに携わっていただきました関係者の皆様のおかげであり、心から敬意と感謝を申し上げます。

本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が1件、専決処分した事件の承認が2件、繰越明許費計算書の報告が11件、条例の制



定が2件、条例の一部改正が5件、水道料金債権の放棄が1件、そして、平成29年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算と、水道事業会計補正予算をお願いしています。

今後も、町民の皆さんが安全・安心で、日々充実した暮らしができる町政を推進するため、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、最大限の努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りますことをお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る平成29年5月30日、多気町において平成29年度第1回理事会が開催され、平成28年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

報告書の2ページの平成28年度損益計算書をご覧ください。

1. 事業収益（1）公有地取得事業収益は3,950万4,940円で、社会資本整備交付金事業、本郷勝見第2線に係るものでございます。

（2）土地造成事業収益は0円。

（3）付帯等事業収益は、206万2,500円で、多気クリスタル工業ゾーンでの収益となり、4,156万7,440円が事業収益となります。

2. 事業原価、（1）公有地取得事業原価は3,950万4,940円で、（2）土地造成事業原価は0円、事業収益から事業原価を差し引き、事業総利益は、206万2,500円となります。

3. 販売費及び一般管理費、（1）公租公課費は7万2,000円。（2）役務費972円は、残高証明書の発行手数料、販売費及び一般管理費の合計は、7万2,972円、事業利益は198万9,528円となります。

4. 事業外収益、（1）受取利息は、基本財産等に係る利息で1万6,950円。（2）雑収益50万円は、多気町の事業によるもので、事業外収益は51万

6,950円となります。

5. 事業外費用、(1) 支払利息は233万3,300円、多気町の借り入れによるもので、経常利益は17万3,178円となります。

6. 特別利益0円。

7. 特別損失0円。

よって、当期純利益は17万3,178円となります。

次に、3ページ、平成28年度貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1. 流動資産(1) 現金及び預金は1億4,395万6,483円。

(2) 事業未収金は0円。(3) 公有用地は4億6,176万5,475円。(4) 完成土地等は16億3,653万5,131円。流動資産合計は22億4,225万7,089円となります。

2. 固定資産、(3) 投資その他の資産、(ア) 出資金は400万円で、明和町・多気町がそれぞれ200万円を出資しています。固定資産合計は400万円、資産合計は22億4,625万7,089円となります。

負債の部、1. 流動負債、(1) 未払金、(2) 短期預り金は、ともに0円。流動負債合計は0円となります。

2. 固定負債、(1) 長期借入金は22億3,750万円で、負債合計は22億3,750万円となります。

資本の部、1. 資本金(1) 基本財産は400万円で出資金と同額。

2. 準備金(1) 前期繰越準備金は458万3,911円。(2) 当期純利益は17万3,178円であり、準備金合計は475万7,089円、資本合計は875万7,089円となります。負債資本合計は22億4,625万7,089円となり、この額は資産合計と一致いたします。

4ページは、キャッシュフロー計算書ですので、後ほどご覧ください。

5ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、多気東部土地開発公社、平成28年度決算報告を終わります。

**○議長(辻井 成人)** 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、5名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「教育行政を問う」の1点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

10番 北岡 泰 議員

○10番（北岡 泰） 登壇のお許しをいただきましたので、下村新教育長さんをお迎えしての初めての質問をさせていただきます。

これまでもさまざまな質問を、前の西岡教育長さんにさせていただいてまいりましたけれども、明和町の教育行政について、多岐にわたりますけれども、質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず第1に、新学習指導要領改訂に向けての取り組みについて、お伺いをいたします。

約10年ぶりに改訂される学習指導要領ですが、平成29年度は周知徹底の期間とされております。幼稚園教育では、平成30年度より全面実施、小学校教育では平成30年度より先行実施をして、30年度の教科書検定を経て、平成32年度より完全実施、中学校教育においては、平成30年度より先行実施し、31年度の教科書検定を経て、平成33年度より全面実施とお聞きいたしております。

改訂される学習指導要領のこれまでとの違いですね、過去10年と、その違いを教えてください。また、行程に合わせた明和町教育委員会としての取り組み

を伺わせていただくとともに、来年度から始まります、幼稚園及びこども園の幼稚園部の教育に対する進捗状況及び議会への報告日程、そして現場、教職員とのすり合わせ等、いろんなことを含めました全体観をちょっとお示しいただければなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 教育長。

**○教育長（下村 良次）** 失礼します。初めの議会、そして、初めての答弁となります。大変緊張しておりますけれども、北岡議員の質問に対しまして、真摯にお答えをしたいと思います。

まず新学習指導要領についての、これまでとの違い。また、特徴といったところだと思うのですが、議員がおっしゃるとおり、この学習指導要領はだいたい10年ごとに改訂されていっております。私、昨年、現場のほうを退職しました。

その間にも、38年間の教員生活でしたので、今回を含めて4回目の改訂となります。それぞれにそれぞれの思い出がございますが、この10年ということではなくて、ちょうど3回目、平成のあたりの時から、勤務10年目ぐらいになりましたので、しっかり覚えております。

まず平成元年には、生活科が生まれました。これまで小学校の1年生、2年生は、3年生以上と同じように、社会・理科という教科がございましたが、これが生活科という学科になったのが、この時期でございます。これはやはり1、2年生の間で、地域を知る、自分の生まれたところをよく知ることと、そして自然に親しむということも含めてもどうだろうということで、生活科という形で取り組んだのだと思います。その時の時代背景がそれぞれの改訂の中には、浮かびあがってくるようなことがございます。

それから、平成10年、この時には、生きる力を育むということで、今の流れの大本になったのが、この平成10年ではないかなと思っています。この時は生きる力、つまり小学校、中学校での学習がそのまま仕事について、働き

出した時のそれぞれの生き方にいかせるような学習を、構築していこうというふうなことで生まれたんだと思っています。

この時に、初めて総合的な学習という、これまた教科が生まれました。これは国算社理とは違いまして、全ての教科を網羅したといいますか、地域に出ていくというか、自らテーマをつくって、それで自分でどういう手立てをして、学習をしていくか。そして学んだことを、どれだけ多くの人に発信することができるかといった教科でございます。

従って、地域性がもろに出るような教科なんですけども、それをテーマ別にそれぞれでもってやったのが総合的な学習です。

それから、生きる力の育成のスタートがこの時期だと、自分としては捉えております。

それから、平成20年、ちょうど10年前が、これがゆとりからの脱却、ゆとり教育の是非については、いろんな場で言われますけれども、この時にゆとりからの脱却ということで、授業数が増えました。

そして、ここで初めてグローバルな教育ということで、外国語教育というのが入ってきたのが、ちょうど平成20年、前回の改訂でございます。

そして、北岡議員がおっしゃったように、今度は私にとっては4回目の改訂に出会うわけですけれども、これが平成32年、2年先に小学校、そして33年中学校で完全実施されます。ここの特徴はといいますと、前回に出ました外国語活動は、3、4年生に前倒しとなります。

そして、5、6年生で今度は英語科ということで、今までの外国語活動とは違って、英語が教科になって、2時間入ってきます。従いまして、3年生以上はそれぞれ週に1時間ずつ授業が増える、時間増、授業時間増というのが今回、1つ大きく出ております。

それから、もう1つ大きなこととしまして、道徳が教科化となります。これまでは特設の時間、道徳特設の時間という形で、道徳の教科ではなかったんですが、今度は教科になります。私たちがここで頭を悩ませるのは、道徳、

道徳心がついた、どうだったのか、どんな学習をして、どんな力がついたのかということが、これが果たして評価できるものなのかどうかというのを、今後、私たちは32年度に改訂される、全面実施までに整理をしなければならない点かなとは思っております。

そういった意味で、1つは明和町としては、32年度から実施にあたって、30年度から先行実施をしていこうかなというふうなことで、前年度に決めています。ただ、議員もご承知かと思えますけども、5月の半ばに読売新聞、それから中日新聞のほうで出ましたけれども、その間の移行措置、急に1時間増えていったら大変だというふうなこともありまして、移行措置というのが出てきましたので、この後また具体的に新聞報道だけで、文科省、それから県のほうからまだ来ておりませんので、どういう方向になるかは、まだ見通しが持てないのですけれども、今のところ町としては、先行実施で来年からも前倒しで英語の教科を実施していこうというふうなことを考えておるところです。

今回のポイントなんですけども、ポイントは1つは言語能力の確実な育成というのが、大きくあげられています。これは言語能力、大変難しいのですけれども、聞く、話す、読む、書く、これができるようになったのが、基本としてそれを説明できたり、紹介できたり、発表できたり、それから、最後は議論ができたり、そういう言語を活用した力をつけていこうというのが、大きなポイントです。

それから、2つ目は道徳教育の充実ということがあります。道徳教育、これは先ほど言わせてもらいましたように、これを教科にすることで、どんな狙いがあるのか、またしっかりこの後、見守らなければなりませんけれども、道徳が教科になったこと。

それから、外国語としまして、英語科が5、6年生で教科になりました。このようなことが大きなポイントです。その中で言語能力を生かすために、授業方法としては、よく聞かれた言葉だと思えますけれども、アクティブ・

ラーニング、大変横文字が多くなってきて、理解がしにくいのですが、この頃これをアクティブ・ラーニングとっておったのを、ちょっとわかりにくいなということで、日本語でしっかりもってきています。主体的で対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善ということで、今まで私たち全て、一斉授業的な形が多かったんですけれども、ペア学習であったり、グループ学習であったりということで、お互いが話し合う中で、それを発表しあい議論しあう、それで学んでいくというのが、アクティブ、つまり動く学習ということで、アクティブ・ラーニングというふうな呼び名で呼んでいます。

こういうふうな形で、アクティブ・ラーニング、授業形態をこんなにしていこうと、全てがこうなるわけではありませんが、内容によってはこういう授業が大事だよということで、うたってきておるものと思います。特徴的なことで、そんなことが私としては思い浮かんでおります。

実際の取り組みとしましては、今後は、1つは多気郡教育委員会連合会がございますので、この3町でやっぱり足並みをしっかり揃えていこうということを、確認しあっております。

それから、今年から29年、30年、31年と3年間におきまして、学習指導要領の説明会を、全教職員に予定しております。

それから、特別な教科、道徳、英語が教科化となることから、やっぱり3町の指導主事会が、その辺りカリキュラムや時数も含めて、内容も含めて、取り組み方も含めて、この後、相談していくことになっております。

それから、議員のほうからもう1つの質問で、幼稚園教育のほうはどうなんだということで、ご質問がございました。幼稚園教育要領、幼稚園の場合は学習ではありませんので、教育要領というふうなことで呼んでおります。小学校が何ができるようになるかという達成感を味合わせる学習を構築していけということだと思っておりますが、それまでの入学に就学前の子どもたちには、こんなことはうたっておりませんが、私なりに判断したのは、小学校入学までには、何をできるようにしておくか。このことを大切に教育活動に、

幼稚園教育に励んでもらいたいというふうなことだと、認識しています。

特に今、教育の中でよく言われていることなんですけども、認知能力ではない、非認知能力的な部分、ここを幼稚園教育から小学校の低学年の中で、しっかり鍛えていこうということでございます。どんなことかといいますと、ごくあたりまえのことなんですけども、協調性を遊びの中で学んでいく。それから粘り強さ、そして、紙芝居が始まったら、しっかり最後まで皆で見るんだよ、聞くんだよというようなことですよ。

それから、忍耐力、我慢してやらなければならないんだと。それから子どもたちは小さいながらも、集団ができます。その中でもリーダーシップをとっていきようなことができるような子を育てていこうということで、それが小学校へ入った時に、1年生プログラムではありませんけれども、学習規律ではありません。そんな堅苦しいものではなくて、こうやって授業は受けるんだよ、勉強はしていくんだよというのが、学力向上に大きくつながるんだろうということで、幼稚園教育の中では、この辺りを大切にすることを、教育としてやっていきたいと思いますということですよ。

それから、この時系列で、今後どうなっていくかということなんですけども、幼稚園のほうはもう1年早く実施されていくということがございますので、今年度この後、8月下旬頃にですね、1つそういった説明会と研修会等が予定されております。それを受けてまた明和町の教育委員会のほうでも、また園長会等々で、確認し合っていくというふうな方向で考えております。

お答えできた部分かどうかわかりませんが、以上でただいまの質問についての答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

**○10番（北岡 泰）** 先生がやっぱり現場で、今まで取り組んでみえたお話というのは、一番すばらしいかなというふうに思いますけれども、とばしていただいて、幼稚園教育についてですね、来年度から進んでいかないけませ



るので、ここでちょっと確認をしたいと思います。この教育長が言われたように、教育要領ですか、その中で幼稚園教育において、育みたい資質能力及び幼児期の終わりまでに育てほしい姿として、ということで新設指導項目かなんかですよ、書かれております。

1つが豊かな体験を通じて感じたり、気づいたり、わかったりできるようになったりする知識及び技能の基礎。

2点目に気づいたことやできるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする思考力、判断力、表現力などの基礎。

3点目が、心情、意欲、態度が育つ中で、より良い生活を営なもうとする学びに向かう力、人間性などが新設をされておるということで、また、教師が教員が指導を行う際に考慮する項目として、健康な心と体、自立心、共同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり、生命・尊厳、数量や図形、標識や文字などへの関心、感覚。言葉による伝えあい。豊かな感性と表現というのをあげられています。

教育長が言われたことが、包括して言われておるのだというふうには思っております。また、幼稚園の教育目標と教育過程の編制では、各園の教育目標を明確にし、教育過程の編制についての基本的な方針が、家庭や地域とも共有するとされ、教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう、全体計画を策定するというふうに書かれております。

ここら辺の全体計画というのはですね、どういうものなのか、少しお示しをいただけて、できましたら9月議会か12月議会にですね、こういうもんだよというものをお示しいただけたら、ありがたいなというふうに思っております。

また、32年度より完全実施される小学校教育の、これも新設指導項目に、第1章 総則の第1項3には、児童の発達の段階や特性を踏まえつつ、知識及び技能が習得されるようにすること。

2. 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

3. 学びに向かう力、人間性等を肝要することが記述され、第1項4には、カリキュラムマネジメント、第2項教育課程の編制の1には、各学校の教育目標と教育量の編制。

第2項の2には、教科等横断的な視点に立った資質能力の育成。

第2項の4には、学校段階等間の接続。これは幼稚園や小学校や中学校との連携、接続ということやと思うんですけども。

第3項、教育課程の実施と学習評価の1-1には、深い学びの実現に向けた授業改善。1-3には、プログラミング教育。

第4項、児童の発達の支援の1-3には、不登校児への配慮。

そして、第5項、学校運営上の留意事項の1には、教育課程の改善と学校評価等、様々に項目が新設、改編されております。

中学校においては、もっとあるんですけども、これは省きまして、そういう様々な観点がありますので、まずは幼稚園教育についてのその全体計画というのは、どういうものなのか。また、ここでなかなか示せなければですね、9月議会また12月議会で、どんなふうに私どもにお示しをいただくのか。

そして、新しく取り組んでいく、このたくさん項目を進めていく上において、来年度予算、教育委員会はどんなふうに、行政の執行部にですね、求めていくのか。そういうお考えをちょっと簡単に結構ですので、お示しをいただければと思います。

小学校教育についても、先ほど僕、述べさせていただきましたが、プログラミング教育とかいうのが始まるということで、よく新聞にも取り上げられておりますが、この辺のどういうふうに進めていくのか。カリキュラムマネジメントというのは、学校側の問題だと思いますので、そこら辺の先生方に対する指導は、どういうふうにしてみえるのか。そういう点を時間がございませんので、簡単にお示しいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） それでは、ここから自席にて答弁させていただきます。

北岡議員の2つ最後は宿題をいただいたように思うんですけども、1つ目、これから全体像を示してもらいたい。どんなことを考えているんだということですので、私のこの後、幼・小・中の連携をしっかりと、9月議会にはその辺りをお示しさせていただくということで、1つご了解いただければと思います。

それから、もう1点、教育予算とこれからの指導要領の中身をしっかりとやっていこうと思うと、当然のように教育予算が出てくると思います。そこについては、やっぱり大変厳しい内情、私もまだ2カ月ですけども、わかってきましたので、やっぱりその必要性を私たちはしっかりと説いていく。その中で認めていただくという方向で、考えていかなければならないと思いますので、やはり私としては、学校をもう一度しっかりとよく見る。幼稚園をよく見る。その中で必要なことを、必要な部分を教育予算として、要望させていただくように、やっていきたいなど、自分としての抱負といいますか、格好でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 教育長さんがしっかりと取り組んでいくと。また執行部に説明していくということでございますので、受ける執行部のご意見をちょっと確認をしていきたいと思えます。

プログラミング教育って、質問じゃないんですけどね、やっぱりパソコンであったり、そういうものをしっかりと整備をしてかないかと。これまでもしっかりと取り組んでいただいておりますけれども、そこら辺の教育長、せっかく執行部側が任命されたわけですから、教育長のやっぱり要望する予

算はですね、しっかりと取り組んでいただけたのかどうか、ちょっと  
決意だけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 先程来、新しい新指導要領が出てくる中でですね、  
やはり我々としても、しっかりと制度そのものというんですか、色々な大き  
な変化が起こってくるのかな、そのように思いますので、教育委員会でしっ  
かり議論されてですね、その中での学校の要望、あるいは幼稚園、保育所の  
要望等々しっかりと踏まえてですね、厳しい懐具合ではありますけども、なる  
べく期待に応じていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしくお願ひしたいと思います。

次にいきたいと思います。

教員の過重労働に対する取り組みということで、お聞きをしたいと思いま  
す。昨今、報道されております、教育現場における教員の皆さんの過重労働  
につきまして、教育委員会の取り組みを伺いたいと思います。

文部科学省が公表いたしました、公立小中学校教員の勤務実態調査により  
ますと、過労死の目安とされている、週60時間を超えて働いている教員は、  
小学校で33.5%、中学校で57.7%とされております。

長時間勤務を放置すれば、授業内容を工夫したり、いじめの兆候を見つけ  
たりする心の余裕まで失いかねません。教員の喜びは、子どもたち一人ひと  
りと向き合い、成長を支えることにあると思いますが、現場におみえになっ  
た教育長の明和町の現状と課題について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 北岡議員のほうは、本当に教員の勤務について、  
しっかりいろんな報道もありますけれども、それを気にしていただいてとい

うと変なんですけども、本当に目を向けていただきまして、どうもありがとうございます。

1つ、私、今年、本当に4月1日に着任を、着任といいますか、就任をいたしまして、ちょうど2日後に、明和町に新しい教員、新採の教員と、それから他町からこちらにみえた先生方をお迎えしました。27名でした。奇しくもその時に、私のほうは自然に出た言葉なんですけれども、是非とも明和町の子どもたちをよろしく願いますという中で、子どもたちをしっかりと見てください。それから、この地域をしっかりと大事に見てください。そして、後は何よりも先生は元気におってくれという話をさせてもらったところです。

ちょうど私も長い間、勤めておりましたので、子どもたちは生徒も児童もそうですけれども、元気で明るい先生が大好きなんです。大好きな先生からは学ぶことも多く、教えるもたくさんストンと落ちていくんです。

だから皆は元気にいてください。そして、明和町の教育をよろしくということで、お迎えしたところです。ちょうどその時にこういう、総勤務時間の縮減、過重労働の話が出てまいりました。ただ、私が今、思っていることは、こうして学習指導要領が改訂されます。それから、教科化に道徳も英語もなってきます。ますます大変なことが、これから入ってきてまして、研修を積まなければなりません。学校の会議をできるだけ減らすんだよという指示はいただいておりますけれども、どうもたくさんしなければならんけども、減らすという指示はありがたいんですけども、なかなか難しいところがあります。

それだけ教員の世界は多忙だというふうに、またしっかりと把握していただければ大変嬉しく思います。その中で、明和町の状況としまして、議員がおっしゃられる部分で、議員のほうは週6時間労働という形で、労働時間のほうで表してもらっておるのですが、教職員のほうは、県のほうでは超過勤務のほうの時間で調整しております。

それで、議員のおっしゃる60時間ということは、週に直すと20時間の超勤をしている。それを単純に4週間だと考えると、80時間ということで、教員

の世界のほうも、80時間がある意味の過労死ラインといいますか、捉えています。ですので、80時間というたら大変な時間なんですけども、80時間、週になおして20時間、超過勤務をしているということは、実質5日間でいくと、毎日4時間超過勤務というような形が、80時間の単位でございます。

それは今の数でいきますと、小学校はさすがにこれはございません。ただ、40時間前後というのは、かなりたくさん何名か先生方ではおる実態がございます。中学校なんです、中学校は月80時間以上の超過勤務、議員のおっしゃる週60時間と捉えてほしいと思うのですが、これが月ごとの違いはありますけども、10人前後が80時間以上の超過勤務をしてもらっております。

これは過労死ラインということで、国のほうの指示、県の指示は、80時間以上はだめですよというような、そういう指示を管理者として出さないというふうなことがございます。10人前後の方がこのような状況であります。そして、現状はこういう状態ですので、課題と対策はということなんですけども、先のお話させてもらいましたように、やはり中学校の先生が大変、部活動ということが非常に重いものがございます。

中学校の先生というのは、変な話になるかわかりませんが、中学校の先生になろうと思った目的、自分のモチベーションとして、それで部活動がしたい。自分がやってきたことを教えたいというのが、すごくこの先生方にとっては、すごく重いものがあるって、先生になられています。

それから、部活の指導を受けている子どもたちの中にも、子どもたちにとっても、それから保護者にとっても、活動の成果と人生設計に影響する、それぐらい部活動に、気持ちを込めているんだという子どもや保護者もあります。

中学校教育の中では、学習とともに、そういう部活動を充実させて、初めて中学教師だと思っておるのやというふうな先生方も、たくさんみえる。ところが、一方で、やはり子どもたちの今の体力、時間ということを考えていきますと、部活だけでもとってみましても、実際は休みたいけれども、そうい

う雰囲気じゃない。休めないという形で、休めずにおる子どもたちもおります。

それから、先生方にとりましても、部活動というのは、非常に大きなものがございまして、自分の得意なクラブでないクラブを持つケースもございまして。

それから、前任者で一生懸命やってくれておった先生がみえると、弱くしちゃいけないという思いと、それからしっかり関わっていかないと、自分は指導者としてなれないぞという思いと、そんな中で悪戦しとる姿も、一方ではあるのかなと思っています。

そういったところで、そういった子どもさんや、先生方にとっては、大変その部活動での超過勤務というのが、すごい重いものになっているのかなと思っています。ということで、なかなかこういう指示が出たので、80時間を超えないようには、絶対しなさい。これは過労死ラインですので、絶対これは全職員にやっていかなあかんことやと思いますが、まず学校の中でその辺りを皆が理解をしながらやっていかないと、はいそれ来年そうしたら減っていきこうということにはなりにくいのかなと思っています。

そこで、初めて今年、その線が出されました。先生方にそれを依存しておいたら、なかなか先生らはいろんな周りの目を大変気にしますので、大変やりにくいだろう。こちらからやっぱり休みなさい。それから週に1回は部活を休みましょうというふうな形を示していかないと、なかなかできないのかなと思っています。

県のほうの対策としては、具体的にあげなさいということで、数値目標をあげろということで、こういうふうな形になっています。総勤務時間の一人ひとりが考えましょうということで、3%縮減、そして、時間外勤務は月4時間は自分の、前年度より4時間は減らしていきましょう。

それから、休暇日数は年1日分余分にとっていきましょう。

それから、時間外労働時間が80時間を超えることは、絶対、指導として、

やめさせていこうというふうなことが、県としての取り組みとしてあります。

それで、町のほうもこれにならって、小学校、それから中学校には周知したところですよ。あと学校の教育目標の中の計画の中に、この勤務についてのことも盛り込んでもらって、皆が意識をしてやりましょうと。

そして、次に進みましょうといいますかね、次に家でのワークとライフをうまいこと切り替えて、学校で出会う子どもたちには、いい授業をしよう。子どもをしっかりと見ようということにつなげていける、そのバランスを身につけていきましょうということ、それにはまず長時間勤務は控えていこうじゃないかということと。

それから、部活動については、ちょっと直ぐに来年ということではないんですけど、皆でそれこそ職場内協議が大事ことなんかなということ、そのほうが次に向かっていいんじゃないかという確認のことを、少しずつ減らしていく、1日減らしていくということ、していくようなことかなと思っています。

今年、新たなこととしては、明らかに県のほうから数値目標を立てて、超過勤務時間を減らしていきましょうということが、指示として出されたので、徹底したところですよ。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** 県からの1つの数値目標という形で、流れてきているということをお聞きしました。私ども公明党はですね、学校運営に地域や外部の人材が関わるチーム学校という視点を、取り入れることが大切だというふうに考えております。

私自身もこれまで、学校事務の改善で事務員さんをもっと強化したらどうかとか、クラブ活動の外部指導者の導入をしたらどうかとか、そういう提言



をさせていただいております。

これも新聞に載っておるんですけども、東北大学大学院の青木准教授という方が、この超過をどうしたら減らしていけるのか。県がポンと数値目標を出すだけでは、やっぱり難しい。先輩教員からの教育技術の伝承や、また、技術や授業における情報共有、再活用の不足が若い教員の個業化というのを増しておって、超過勤務が増えているのではないかというふうなお話があります。

それから、非常勤講師が増えて、正規の教員に業務が集中しているのではないか。これを何とか改善したほうがいいのではないか。

それから、部活動指導員の学校スタッフとしての位置づけを、一度きっちりと考えたほうがいいのではないか。

そして、副校長、教頭の施設管理業務の、これは外部委託したほうが、こういう意味では管理職のほうの業務の過重労働の減もできるのではないか。

最後に、ICT、情報通信技術化を進めて、学校現場に不足している情報共有や引き継ぎ、これらを促進して業務改善を目指すべきというふうなお話をちょっとさせていただいております。

短くで結構でございますので、20分しかあと残っておりませんので、ちょっと教育長さんのお考えを伺わせていただきたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 再質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** 今、議員がおっしゃるとおりだと思いますし、やはり今後、先生らだけで、なかなかしにくいところがありますので、周りでやっぱりそこを支えていくということを考えていくことは大事なかなと思っています。

今、中学校の中でも、外部指導者等々で部活動を応援していただいております。格好もございますので、その辺りは今後はしっかりと見据えて、やっていかなければならないと思いますし、それから、管理職の朝夕の戸締り等々に関しましても、やはり外部委託をするなり、そこには予算がどうして

も出てきますので、大変難しい面はありますけれども、何かいろんな知恵を  
また出し合って、臨みたいなと思っておりますので、よろしく願います。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** では、次へいきたいと思えます。

博報財団の子ども研究所というのが行いました、大規模子ども調査の結果  
発表が報道されておりました。70%前後の子どもが、負けず嫌い、最後まで  
諦めないと自己評価したのに対し、保護者や教員による評価は低いとの結果  
が出ております。

意識の格差があることでありますが、教育委員会として、これをどのよう  
に分析してですね、これをどういうふうに活用してみえるのか、ちょっとお  
伺いをしたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** そうしましたら、残り時間を指定されましたので、  
ちょっと慌てますけれども、1つそういった質問の中で、博報財団子ども研究  
所大規模基本調査の結果ということで、私もこれ資料をしっかりと見させても  
らいました。

ただ、教育委員会の分析としては、教育委員会で分析したわけではござい  
ませんのと、私の私見になりますけれども、このアンケートを見て、調査を  
見て思ったことを、ちょっと触れさせていただきます。

1つは、負けず嫌い、最後まで諦めない。自己評価はこうあるのに、親や  
教師は大変低いものがあるということで、私はあの意味、当然の結果のよう  
に捉えたんですけれども、私たち自分も子育ての中で、そうなんですけども、  
結構自分のことは、過去の経験を棚にずいぶんあげまして、やはり子どもに  
は将来像としまして、こういう人間になってもらいたいというふうな望みがある  
中で、やっぱりそういった中で、子どもたちが思っておる以上に、まだ

まだという親の欲目か、その辺りでの評価が出ているのではないかなと思ったりもしています。

逆に私は、私の捉え方としては、こう負けず嫌い、最後まで諦めない、自分で思っておるのかと思った時には、なんかこれを信じていくことが、すごく大事なのかなと、逆に思ったところがあります。

いつまでも、それから心配なのは親なんであると思いますので、ずっと心配なんも、これも親だということです。TPOとよくいいますけれども、時と場所と場面といいますかね、その中で子どもが常にそういう姿を見せておる、頑張っておるということは、私はものすごく素晴らしい姿だと思いますので、これを大きく評価したいなと、逆に思っています。

あと議員の教えていただいた財団、子ども研究所のある設間の中で、おもしろいなと思ったのがございました。それは、この設間は将来なりたい自分というのもございました。その中にも、最後まで諦めない人。そして、努力する人というのがあるんですね。努力する人、それはやっぱり負けず嫌いなので、努力をするんだと思いますが、将来なりたい自分は、これは思い浮かべておるのは誰かなと思った時に、親なのかなとか、先生なのかなということで、大変この調査を見させていただいて、ある意味それが親だったら素晴らしいなと、良い親としての教育がなされたんじゃないかなというふうに、逆に思ったりしておりました。

まったく質問の答えになっていないかもわかりませんが、それであれば申し訳ございませんが、私の私見という形で捉えていただけたらと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** ありがとうございます。

そういう親、保護者に対するですね、啓蒙だとか、教員に対する啓蒙だと

か、進めていただきまして、やはり大人が見せる姿勢が、やっぱり子どもを変えていくんだというふうに、教育長が言われるように、私たちもそれを気をつけてですね、さまざまな取り組みを普段から行なっていくことを、そして子どもたちが見ているんだという思いをですね、共有し合っていきたいなというふうに思っております。

次にいきます。

県内公立学校の問題行動調査に対する取り組みについて、お伺いをいたします。三重県教育委員会が昨年10月に発表いたしました、平成27年度の県内公立学校の児童・生徒問題行動調査によりますと、小学校の暴力行為発生数は前年度比157件増の425件で、過去最高を記録。

また、いじめの認知件数は、小学校の871件、335件増。中学校は504件、194件増などと報道されました。

また、不登校につきましては、小中学校において、年間30日以上欠席した児童数は計1,921人、また18人増というふうに把握をされておりますが、明和町における現状と課題及び対策について、お伺いをしたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** 議員のほうは県内の数値を示していただきましたので、町内の現状について、27年度のを、昨年のもになりますけれども、報告させていただきます。

まず暴力行為、暴力行為といいますが、いろんなことがございます。対教師暴力、生徒間暴力、それから対人、それから器物破損等、いろんな種類がありますが、そういったものに関しまして、小学校のほうでは0件の報告を受けております。中学校のほうは7件ということです。

それから、いじめ問題ということで、いじめの調査はこの頃たくさん行われておりますけれども、これにつきましては、小学校が同じく27年度、16件で、前年度比13件増です。

それから、中学校のほうは、8件という報告がございます。このいじめ問

題の13件増というのは、調査の内容、それから県の指示というのも、ずいぶん違いますので増えておるんだと思います。

学校にはある意味、いじめはあるんだというふうな認識のもと、それよりもある中で、教職員がやっぱりそのアンテナを高く、それを発見する。それから子どもたちも、そういう力を付けていく。そういった意味を、それを前提として調査をしましょうということがきましたので、何回か記憶としてもう一度調べ直してくれとかいうふうなことで、調査内容が学校にも来ておりました。

その中での報告ですので、やはりいじめの質にもよりますけれども、報告の件数が多くなっているのかなとは、自分としてはそのように捉えております。

それから、不登校は小学校のほうで7名、それから中学校で15名です。因みにこれは議員さんも言われましたけども、県内のほうでは、だいたい2千人の子どもさんが、こういうことで苦しんでおります。

そして、全国的には12万人という、この数、不登校の数というのは、やっぱり私たちはしっかり受け止めなければならないと思っています。不登校の定義といいますのは、なかなかはっきりしていない部分がありますが、一応決まりとしましては、年間30日以上、それが病気とか怪我、家の都合等以外で休むケースを、30日以上休んだ子を不登校の数として報告をなさいたいということがございます。

その中で、こういう現状がある中で、私たちは学校現場で実際にこの問題行動というのは起こっていますので、学校において、やっぱり生徒指導や授業の場で、予防に取り組んでおるところです。合わせて私たち教育委員会としては、その報告を待って実態を早く把握するというので、今行っておるところです。

いじめも報告があったらどうしているかというのを、追跡も全てやっておりまして、解決済みと、それからまだまだ見守り継続中等々の報告も、また

受けるようにして、しっかりいじめのない学校等々を構築していくんだという  
ことで、皆、意識はしっかり持ってもらっておることと思っています。

それから、教育委員会のほうとしましても、この27年度より児童相談所や  
警察、外部関係者の方も構成員となりまして、いじめ問題対策連絡会という  
形で連携を図っておるところでございます。

それから、不登校につきましては、原因はさまざまです。私もちょうど15  
年前に奥伊勢教育支援センターというところで、昔は適応指導教室といいま  
して、不登校の子ども、陥っておる子どもたちを、こちらの教室にお預かり  
をしながら、色々話をしながら、学校復帰を目指しておる施設ということで、  
今はそれが支援センターという名前になっておりますけども、そこにおいま  
したので、さまざまな子どもたちが居るということを、まず皆さんにお伝え  
したいと思っています。

その中で、学校は今、一生懸命その子たちに、つながりを切っちゃいけな  
いということで、毎日連絡をし合ったりしております。中には、その子の状  
況にもよりますので、しばらく時間をおくほうがいいのかい、それぞれの  
状態に合わせて、学校は子どもたちの関わり、それから保護者とも関わりを  
続けているところですよ。

学校の中で、いろんな起こっておる問題行動に関しましては、スクールカ  
ウンセラー、そしてまたスクールソーシャルワーカー等々が入りまして、そ  
ういった子どもたちのケアといいますか、これからの先のある子どもたちの  
ケアというのを、しっかりやっていくことで、このようなことをやっており  
ます。

今、明和町のほうは、私は奥伊勢というところにおりましたけれども、明  
和町のほうは、多気町と明和町と松阪市で、松阪市のほうに今、鈴の森教室  
というのがあります。これは先ほど申し上げました適応指導教室、支援セン  
ターというところですよ。そちらのほうへ昨年は1名の子が、通級しておる状  
況がございました。

ただ、松阪となりますと、やっぱりちょっと距離的に遠いところがありますので、なかなかそちらのほうへ、つなぐというところが、ちょっと難しいところがあるのが現実です。

今後の取り組みとしまして、まだまだこれから一杯考えていかなければならないことが多いんですけども、やっぱり奥伊勢といいますか、教育支援センター的なものを、鈴の森の教室的なものを、そういったものが町内にあれば、なんかもっと早く、そういう手立てができるのかなということも1つ思っています。

それから、あとですね、それと合わせまして、その後、よく議員がおっしゃっていましたが、そういう施設が明和町にできたら放課後は、例えば地域未来塾なもので、大学生のボランティアさんところで、高格差社会の中でのその子どもたちの学習権というものを救うことができないかなとか、いろんなことを私の頭の中では、いろんな考えを持っております。

そんなことでもできないかなと思ったりします。ただ、支援センターについても、つくるとなると大変なことで、子どもに指導するわけですので、教員の資格がいります。そんなこともありますので、町独自のものが、またいつているのかなとはいうふうなことを、また知恵を出しながらやっていきたいと思っておりますし、改めてそういう部分については、教育と福祉の連携が叫ばれていますが、そこを大切にしたい取り組みを、今後は救っていくためにやっていきたいと、考えていきたいなと思っております。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** 是非さまざまな取り組みを展開していただきたいと思っております。これは伊勢新聞に載っていた記事なんですけれども、この報道の中に最後のほうにですね、県の教育委員会の生徒指導課の言葉として、小学生

の暴力行為と中学校の不登校生徒の増加が課題であって、市町の教育委員会に出向き、詳細な実態を把握して減少につながる施策を展開したいというふうに述べておられました。

1年ちょっと経っておりますが、教育委員会としてどんな施策をうたれてみえるのか、簡単に教えていただければと思います。

**○議長（辻井 成人）** 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** 暴力事件も含めまして、子どもたちの問題行動につきましても、やはりスタートするところは、結構同じようなところがございまして、精神的にしんどい、家庭的に大変だ、それから部活の中でも、友だちの輪がづくりにくい。それがいろんな形で、いじめであったり、不登校であったり、暴力であったりというふうな形に出てきましたので、やっぱりそういった意味で、さまざまな場面で、心、命の学習、健康教育とか、さまざまな教育分野の中で、しっかり子どもたちに意識づけをしていくということが大事ななということで、各学校にはその辺りの教育の中で、人権教育も含めて、しっかり指導させていって来て。

それで、そのためにもある意味、道徳教育が教科化となっていく背景もあるのかなと思っておりますので、そのような形で進めていきたいと思えますし、また、それで私たちとしましては、できる限り学校、幼稚園に足を運んで、私自身も足を運んで、いろんなどういふ状況なのか把握する中で、手立て方法も、また、こちらのほうからもお伝えすることができればと考えております。回答になっておるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひします。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** 時間がだんだんなくなってきました、教育長さんがたくさん、西岡教育長もそうやったので、気を使わないでくださいね。ちょっと項



目をとばしまして、学校トイレの改善計画に、ちょっとお伺いをしたいと思います。

文部科学省が発表しました調査結果によりますと、全国の公立小中学校にあるトイレの便器は、約140万器と言われております。そのうち洋式便器は約61万器、全体の43.3%とされております。

明和町におけるトイレの現状と、時代にあった洋式化改善計画及びLGBTや性同一障害児童・生徒に対する対応も、合わせてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（辻井 成人）** 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** トイレの改善計画についてでございます。まず現状を申し上げますと、できるだけ短くするようにします。

28年度の小中学校全体としましては、校舎、体育館、屋外を合わせまして、274器のうち洋式トイレは118器でございます。率としましては43.1%、これは全国平均なみの数値でございます。ただし各小中学校、それぞれの数値でいきますと、もっとも洋式便器が多い学校では50%であり、少ない学校では24%ということです。

全国平均値と比較しますと先ほどの数字になりますが、5校がそれを上回っておりまして、2校がそれを下回っておるという現状がございます。これまで学校の校舎の新旧に関わらず、こうしたトイレの修繕に伴う洋式化、そして、また障がいのある生徒たちへのバリアフリー対応などで、洋式化をもう既に進めてきておりますが、一方、住宅環境が今、洋式化に進んでおる中ですので、トイレの洋式化にかかる中長期的な整備計画を立てていくことに、今後は努めていく時期かなと考えております。

なお議員さんがおっしゃいましたように、身体に障がいのある生徒さんにおかれましては、バリアフリー対応につきましては、これまででも対応してきました。きましたけども、今後は学校とも調整しながら対応に、より努めていかなければならないと思っております。

それから、LGBT等の生徒への対応としましては、男女の性差や障がいの有無に問わず、やはり誰もが使用が可能な多目的トイレの確保についても、学校と調整を行い、対応に努めていきたいと考えています。ちょうど中学校の建築になってきますので、こういう質問をいただきまして、改めてその計画の中でのトイレを見直す、新しい校舎のほうも、この辺りを大切にしたものも反映できていけばなと考えております。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** 是非よろしくお願いをしたいと思います。

これも記事に載っておりましたので、佐賀県の鳥栖市というところですね、老朽化した小中学校のトイレ改善を進めており、トランスジェンダーの児童・生徒にも配慮し、男子トイレから小便器をなくし、女子トイレ同様に全個室にする方針を決めたというふうに、報道されております。

また、これは電通が調査をした結果なんですけど、LGBT、性的マイノリティーは全体の7.6%にのぼると、これは全国7万人へのアンケート調査をした結果だそうなんですけど、この数字を明和町に単純に当てはめさせていただきますと、明和中学校の全生徒数653名中47、48名が、こういう対象になってくるのではないかと。少ない数字とは決してないというふうに思います。

現在、進行中の教育長が言われました、明和中学校の設計、こういうものも含め、また、これから小学校の統廃合という計画が入ってまいります。こういうものに対して、しっかりと取り入れていただきたいというふうに要望しておきます。

これで最後ぐらいになるのかな。教育長の答弁はあとのぐらい、6分。はいありがとうございます。一番ちょっと下のほうにいきたいと思います。最後のほうですね。

2点、1つは教育現場におけるガン教育の取り組みについて、教育長にお伺いしたいと思います。三重県亀山市の亀山中学校では、昨年10月、保健体育の一貫で3年生ががんを学び、三重大大学院講師から早期発見のための検診の大切さや、生活習慣によるがん発症の可能性を学び、がん治療経験者からその思いを学んだというふうに報道されております。

新学習指導要領では、ガン教育の拡充を図っていく方針であるようですが、明和町におけるガン教育に対する現状と課題及び対策を、すいません。簡単に3分ほどでまとめていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（辻井 成人）** 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

簡単をお願いします。

**○教育長（下村 良次）** なかなか簡単に難しいのですけれども、ガン教育につきましては、やっぱり以前から議員も関心を持って、質問いただいていたと聞かせてもらっております。学校のほうでは保健の授業の中で、がんをふくめた生活習慣の予防などを学んでいる現状がございます。

また人権教育カリキュラムの中で、病気の予防として学習をしている学校もございます。また、国県などからやはりガン教育に対する、やっぱり思いが強いものがございます、そういったものをパンフレットとして送っていただきますので、それを活用した啓発も行っておるところです。

しかしながら、がんの特化した授業をやっておるかということになりますと、そこまでは至っておりません。

しかしながら、がん対策基本法も出ておきまして、ガン教育については推進していく方向が検討されております。そして、また先日6月1日付けで、県からの通知もきております。文科省ホームページに掲載されている、文部科学省が作成した、ガン教育推進のための教材指導参考資料を活用して、学校におけるガン教育を推進していくような指示がございました。

従いまして、今後におきましては、議員が今お話いただきましたように、亀山のその例等を、取り組み等を大いに参考にしながら、ガン教育にどのよ

うに取り組んでいくかを検討していかなければならないのかなと思っています。その亀山の取り組みが、やっぱりお医者さんであったり、看護師であったり、外部の体験者等の話であったりということも聞かせてもらっておりますので、どんな形でそういうものが持てるのか、できるのかを、学校の発達段階に応じて、また考えていきたいなと思っています。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○10番（北岡 泰）** 手短にありがとうございます。

では最後の質問にいきます。

学校図書館の現状と課題ということでございます。今まで質問してきておる、ほとんどが私、過去のやってきた再確認でございますので、すいません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

新学習指導要領には、児童・生徒の主体的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂などの施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実させることとされております。

まず1番は、学校図書館の充実であると思われまふ。私もこれは十数年前からずっとこの図書館の充実を訴えさせていただいておりますが、明和町における学校図書館、町立図書館の現状と課題及び対策について、お伺ひをいたします。よろしくお願ひします。

**○議長（辻井 成人）** 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

**○教育長（下村 良次）** それではお答えします。

1つ、今、町内の小中学校のほうは、図書館司書を業者に委託しておることとはご承知のことと思ひます。まず中学校につきましては、その司書さんは1名常勤のフルタイムで、ついてもらっておりますので、やっぱり図書館運

営といたしますか、新刊を皆に啓発したりとか、紹介したりとか、そういうのが十分できております。

それに比べてですね、やっぱり小学校のほうは、月に3回、そして、1日あたりが4時間ということで、斎宮小学校のみ生徒が多いことから、月4回、1日あたり5時間ということになっておりますので、司書さんのメインの仕事というのが、例えば生徒たちが本に親しむためのコーナーの設置とか、宣伝とか新刊案内というふうに、なかなか手が回らないといった課題が、今のところ大きな課題としてあるのではないかなと思っています。

実際に私も学校現場におりました時に、図書館教育はそこでしっかり学習する環境を整えてなきゃいけないということで、まず蔵書が足りない部分もございますので、そこについても、町の図書館のほうから、学校にはなくて、町にあるものを運んできていただいたりという形で、対応してもらっているところですよ。

町立図書館の状況としましては、やっぱり学校に置いてない蔵書もあるので、それを貸し出していく。それだけに留めらずですね、たくさんのニーズがあろうかと思っておりますので、図書館にもないものにつきましては、こちらから少々時間をいただくことになるけども、県の図書館のほうに借りられるネットワークがつかれないものか、その辺りのところをつくりながら、なんていうんですか、取り寄せていくという対応をしてもらっているところであります。

それからまた、それをもう1つネットワークを広げて、できるだけ学校に全て貸し出せるような格好にでも、今、買えないのであれば、貸し出せるような格好にでもなっていけばなと思っています。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 司書さんによってですね、私も過去に質問させてもらったんですけど、明和中学校の開かずの図書館になっておったのを、非常にオープンにさせていただいて、非常に生徒さんが、それまで保健室登校というのがですね、図書館登校に変わったということで、その時の学校長は非常に喜んでみえたという覚えがあります。

そこら辺も含めてですね、教育長の課題だというふうに言われておりますが、やっぱり蔵書数ですね、その部分もですね、私、過去に調査した時は、もう今はないと思いますけども、昭和30年の本がですね、端のほうに並んでおってですね、数のうちに入れておったという現状がありましたけれども、小学校においてはですね、大淀や下御糸、修正小学校は、学級数6ということで、蔵書数の1つの目標がですね、5,000冊を超える。

それから、上御糸や明星小学校では、約11学級ですから、7,500冊程度。それから、斎宮小学校では8,800冊程度という、1つの目標があるわけですね。現状この数字はどのぐらいクリアーされているのか、年々蔵書数というもの、ある程度増やしていかなあきませんし、そこら辺の現状確認を、教育委員会はされて進めてみえるのか。チェックをさせていただきたいと思います。

中学校においては1万3,900冊ということで、そこら辺の数字の問題ですね。1ついろんな財源は、町長のほうに甘えていただいて、絞り出していただけだと思うんですけども、どういうふうに整備をしていくのか。県とのネットワーク、町立図書館等のネットワークも必要ですが、やはり子どもたちに、この時代に読まさせていただきたいという本は、やっぱりきちっとあると思いますので、そこら辺の数字上の確認から、教育長の思い、ちょっと確認をさせていただいて、質問を終わっていきたくと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 失礼します。

小学校のほうではですね、幾分かそういう目標に達していない部分はあるかとは思いますが、これから例えばその学校によってもですね、それぞれ目標というのが、今おっしゃいましたけれども、学校の図書室の広さにもよってですね、冊数が変わっているといった部分もございますので、その目標に達している学校もあれば、達していない学校もあるといった中でですね、そこら辺も詳しく、またこちらのほうで調査をしていただいた中で、その生徒数に対して、なるべく平準化できるような形で、これから対策を練っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 図書館の広さで決めるんじゃないんですよね。文科省が決めているのは、これだけの冊数が、基本的には必要ですよという数値を出しているの、図書館の大きさで図書の本数を決めなさいなんていうのは、どこにも書いてないので、きちっと学級数に対して、これだけの比率ということで、一覧表があるのはご存知やと思いますので、そこら辺に対してどんなふうに進めていくのか。

特に中学校は、これから新設をされますので、そういう意味でも、しっかりと検討の課題の中にですね、現状とそれからどんなふうにしていくのかというのは、やはりこれは教育委員会の方針として、組み込んでいただかないと、設計にも関わってまいりますので、そこら辺の考え方を、また追々質問をさせていただくなり、委員会に報告していただくなり、お願いをしたいと思いますので、本日はまた多岐にありますが、教育長の答弁時間がないようですので、これで終わっておきます。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 以上で、北岡議員の一般質問を終わります。

---

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。隣の時計で、35分。

（午前 10時 28分）

---

○議長（辻井 成人） 定刻前ですけれども、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 35分）

---

## 8番 樋口文隆 議員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、樋口文隆議員であります。

質問項目は、「国史跡齋宮跡の保存管理を問う」の1点であります。

樋口文隆議員、登壇願います。

○8番（樋口 文隆） 議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、先ほど町長よりも行政報告がございましたように、今月3日、4日と第35回齋王まつりが開催されまして、両日とも大変天候に恵まれました。主催者発表で、両日で3万人という人出があったということでございます。私のほうは、ちょっとよく焼けましたけども、JAの本店のですね、前の駐車場のほうのシャトルバスのほうでですね、奉仕をしております。



ましたが、大変な乗降客でですね、結構、人もバスに乗るのにですね、並びました。初めてぐらいかな。

その関係でですね、私は斎王の出発式は拝見はできませんでした。ただ、先ほど町長の行政報告で、この4日の群行、さいくう平安の杜を出発してですね、上園広場公園を通過して、古代伊勢道を経由して博物館に、史跡公園内を通るコースで初めて行われたということですね、平安絵巻さながら、群行もですね、私の友人もですね、町外から来ておりましたけども、本当に平安の杜の昇殿のほか、実物大の建物に整列をして、そこから群行を行うと、本当に往時ですね、姿、タイムスリップしたような雅びの世界だったということで、大変感動しておりました。

実行委員会の皆さん、また、町長はじめ役場の職員の皆様も協力をしていただいたということでもございました。皆さんに対して大変ご苦労さんでしたということでも言わせていただきます。

それでは、質問に入ります。

今回の質問はですね、国史跡斎宮跡の保存管理を問うと、この1項目でございませう。私からの国史跡斎宮跡関連の質問はですね、平成27年6月の議会でもいたしておりますけれども、前回の質問では、斎宮跡の夜明けということ、これも含め、当時、町議会、また、県の顕彰連盟等によりまして、史跡保存に向かって、幾度の請願活動が行われまして、昭和54年3月にですね、国史跡として指定をされたということや、指定に際してですね、地権者の理解と納得ということについても、お尋ねをしたところでございませう。

今回は、史跡の保存管理計画について、少し踏み込んでですね、質問をしたいと思っております。

前回も少し触れたんですけども、斎宮跡の保存管理計画書、これの計画書の策定はですね、昭和55年3月に策定されておりますが、その策定以前の昭和54年2月にですね、斎宮跡保存管理計画作成についての考え方というものがございます。その中で、斎宮跡の史跡指定地の適正な保存管理は、

発掘調査を抜きにして考えられず、早急に旧跡、宮跡の実態を解明するため、今後の計画的な発掘調査を積極的に促進をするということが、緊要であるというふうに書かれております。

緊要という言葉は、ちょっと聞き慣れないですけども、非常に重要なこと。または、差し迫って必要なことと、こういう意味でございます。

このことは当然ですね、後に策定をされました保存管理計画書の中でも、発掘調査の促進と全容解明を早急に明らかにする旨の、掲載がしてあるわけでございます。

そこで、史跡の発掘調査の原点であります、昭和45年民間業者開発に伴うですね、調査。その後の指定範囲確認調査以降よりですね、おおよそ半世紀近くが経過した現在、どれだけの発掘調査がですね、進捗をしておるのかということでございます。

発掘調査面積は、平成27年度決算ベースでですね、約22万5,300㎡が終わっておりまして、史跡全体の16.5%に満たないと、そのように記憶しております。

平成28年度決算実績を加えてもですね、さほど変わらない数字じゃないかなとこう思います。このことについては、県よりは有識者で構成される発掘調査中長期的方針検討会というのを設置しまして、これまでの調査の成果を踏まえ、今後の課題や発掘調査の方針を審議すると、こうされておりました。その考え方が、本年3月末に示されたとのことでございますが、その詳細について、お聞きをいたしたいと思います。

そしてですね、これに関連して、史跡整備についてはですね、関係者のご尽力もいただきまして、平成27年10月24日にはですね、念願でありました実物大建物の3棟の建設と、その周辺整備の平安の杜も完成オープンとなりました。

現在は交流センターも後ろのほうで完成をしております。でですね、この中長期の発掘調査方針に基づいてですね、今後の史跡整備については、どの

ように展開されていくのか。県との協議を含め、町としてどのように考えておられるのか、合わせてお聞きをいたしたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 樋口議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

**○町長（中井 幸充）** ただいま樋口議員のほうから、発掘調査に伴う色々なご質問をいただいたところでございます。

ご案内のようにですね、史跡の整備、あるいは保存管理、そういったもののやはり基本となるのは、樋口議員ご指摘のとおりですね、私もこの発掘調査というのがですね、一番ベースになるというふうを受け止めておるところでございます。

しかし、ここ2、3年、あるいは数年になりますか、博物館での計画調査、発掘調査もですね、だんだんその面積が少なくなっているというのは、事実でありまして、一部にはですね、平安の杜の整備、これに伴ってなかなかそちらのほうの発掘調査のほうに、なんていうんですか、手が回らないというようなお話もいただいておりますのも事実でございますけれども、しかしながら、地元の齋宮跡協議会等々含めてですね、皆さん方がやはり発掘調査、このままでは相当の時間がかかるんじゃないか。

そういうようなお声を、博物館のほうにもあげていただいておりますし、我々もですね、やはりこのことについては、もっともっと上の整備はともかくとしても、やはりきちっとした発掘調査、これをやらしてもらわないと、それこそやないけど、今後、色々な史跡の整備についての要望も出しにくいという、そういうような今の状況かなど、そのように考えておるところであります。

そういう意味で先ほどお話がありましたように、県のほうも重い腰をあげていただいて、ようやく発掘調査に対する一定の考え方を、この3月にお示しをいただいたわけでありましてけれども、それについては、一応文化庁との

色々な調整もございまして、この5月末にようやく一定の文化庁の協議が整ったということで、先日ですが、議会のほうにも県から示させていただいた、基本的な発掘調査の考え方をですね、お示しさせていただいたところであります。

そういう経過を踏まえる中でですね、今後どうしていくんやというお話でございしますが、特に今回、示されました斎宮跡の県の発掘調査の基本的な考え方、これについては、1つは、県としては初期斎宮の発掘を、何とか解明していきたいというようなお話も、この中にはなっできて、基本方針で示されているところです。

それから、方格地割の調査は、一応済んだですけれども、その方格地割の中に調査、これも重点的にやりたいというようなこととございまして。

それともう1つの平安の後期と、それから鎌倉時代の斎宮を解明したいと。そのためには、どういうことなんかなというふうな思いであります。その中には、いわゆる斎宮を中心とする産業・文化の実態解明ということで、今までは史跡の指定された中心部という部分でございましたけれども、今度はその史跡を指定した、この周辺の調査をやりたいというようなことがですね、この発掘調査の基本方針として、示されたわけでありまして。

正直なところですね、それを待っておりますとですね、次の整備というよりか、実は我々として一番の希望はですね、次の段階としては、やはり中町裏、そこの整備というのをですね、我々としては今まで、平安の杜の整備が終われば、次は中町裏、東へ続くものという形の中で、実は考えておったわけでありまして、ちょっとですね、この発掘調査の結果を待つという話になってきますと、中町裏の整備がですね、随分と遅れていくんではないかと、そういう思いが実はしているところであります。

ただ、県としましてですね、今、平安の杜が終わったと。じゃあ次の段階の整備ということにつきましては、具体的な回答というのはですね、今のところいただいておりません。あくまでも発掘調査に基づいてという、いわゆ

る管理基本計画に基づくという形になってきますと、今度は初期齋宮、あるいは方格地割の中といったようなことが、発掘調査で進められるという形になってきますとですね、我々が一番熱望しております、中町裏の整備というのがですね、なかなか早急に手がつけていただけないのかなと、そんなふうな今、思いでありますので、ご指摘がありましたようにですね、今後の整備につきまして、町としてはですね、是非、中町裏の部分について、区画、方格地割の道路の整備もやろうと思えばできますし、中の整備は別としてもですね、植栽ゾーンとか、いろんな整備の方法が考えられるというふうに思いますので、これからですね、町が県に対して要望していきたいという、その基本になりますのは、発掘調査はさておき、とにかく中町裏、齋宮跡のこの平安の杜から東へ向けての整備をですね、県のほうに要望してまいりたいと、そのように考えておるところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） 町長、大変、意欲的なお気持ちだというふうに、私は思うんです。もうこれ整備がこれだけ進んだら、これちょっと休憩かなというようなことも聞かしていただくのかなと思ったんだけど、この発掘調査基本方針、これこの間、示していただいたものですね。

この中に齋宮跡発掘調査基本方針の検討ということですね、ちょっと朗読しますけども、しかし、近年の発掘調査結果の集大成の1つであった、さいくう平安の杜の整備事業が、平成27年度に終了したことにより、齋宮跡の発掘調査は大きな節目を迎えている。これまでの発掘調査の方向性は、昭和55年度に明和町が策定した史跡齋宮跡保存管理計画書に基づいて、早急に全容を明らかにするということであったと。こうした原点を尊重しつつも、これからの齋宮跡の解明のため発掘調査方針を検討するべき段階にきていると。本方針は検討にあたり、これまでの成果や課題などの諸条件を踏まえつつ、

これから進めるべき史跡齋宮跡の発掘調査の方向を示す。こういうふうに書かれております。

そして、町長が答弁いただいたようにですね、この発掘調査の部分ですね、かなり史跡西部の中垣内地区ですね、いわゆる旧齋宮跡、飛鳥から奈良時代ですね、中心的な部分の解明ということで、ここがわりと現在、重点的にやられていこうということですね、今、町長も答弁されたと思うんです。

こうやってこう見ますとですね、基本方針の検討の中で、史跡齋宮跡保存管理計画書に基づき早急に全容を明らかにするということで、こうした原点を尊重しつつも、こううたうんですよね。これは博物館が出しておるわけですが、緊急に進めておるのに、尊重しつつも発掘調査の方向性を示すんだということでもんで、ちょっと方向性からなんかぼけてしもとるないうふうに私は思っていましたので、これ整備が一体どうなるんやろかなというふうに思ったんです。

ただ、いま、町長が答弁されたのは、中町裏のほうですね、一番指定当ても、すごく難しくてね、中町の地域の方は、非常に難しいこの部分で、賛成か反対かということも、当時あったんです。辻井輝男議長がですね、ちょうど議長の時に、中町に説明に行ったということも記憶しております。

それで非常に難しい部分やったけども、ここを重点的に発掘調査したんですね。これは第1種、第2種の問題もあったもんですから、ここをどうしていくんやと、その当時、議論があって、発掘調査わりとこれしているんですよ、ここは。最盛期ですね、平安時代最盛期、平安時代、最盛期の齋宮があると。

おっしゃったようにですね、その町長の考えと、私の考えはイコールです。当然続いてですね、ああいう中町裏のですね、一番最盛期の部分をやっていかないかと。そこへ本当に集中的にしてほしいんやけども、いわゆる西のほうで、旧のですね、昔のですね、古い形の齋宮寮が出てきたということ

ですね、これは今後、県なり文化庁にですね、町としての考え方というものをですね、示していかなければならないというふうに思っております。

先ほど言われたように、発掘調査といわゆる整備というのは、これセットなんだと思うんです。やはりそういうマスタープラン的なこと、こういうものもいってくるんじゃないかな、全体計画の中でですね、あちらやったり、こちらやったり、こうやっていくとですね、これは範囲確認調査があったから、史跡は時代変遷でかなり広い面積を、137haという広大な面積、それも600世帯の住民を抱えてのですね、史跡指定となったと。これ全国でもありませんよね。

そういった中で、やはりそういう計画、これをですね、保存管理計画という指針ですね、史跡の整備、保存管理の指針にですね、反映していかなければならないと、私はこう考えます。

今後その計画、行程ということになってきますとですね、いま、町長が答弁されたようにですね、なかなかですね、簡単には進んでこないと。色々議論があって、進んでいかざるを得ないということでもあります。以前は史跡齋宮跡はですね、特別史跡として、知名度をあげていこうかという時代もありました。

国に発掘調査報告書、発掘報告書って、かなり難しいんですね。すごく時間がかかるんだということで、いわゆる直ぐに国へあがっていかんということもあって、またその現状変更、やっぱり生活してみえる方が600世帯ございますので、現状変更がかなり多いということですね、やはり付加価値を付けて特別史跡にするのは、なかなか難しいということの部分もあったと思うんです。

次の質問にもかかってくるわけなんですけども、今後ですね、やっぱり集客を伸ばしていかないかんということですね。整備をしながら、やっぱり整備を、暫定整備もあるわけなんですけども、やっぱり集客を何として伸ばしていくのかということが、1つ肝要なことやというふうに思うわけなんですけども、

再質問でございますけども、管理団体として、その集客をどういうふうを増やしていくということを、町長はどのようにお考えなのか、基本的な考え方で結構ですので、お伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 整備のあり方についてはですね、実はこれは県が整備をやっていくという基本的な合意がなされているわけでありましてけれども、この平安の杜の整備の段階でですね、多額の整備費用がかかるということの中で、今までの経過からいきますと、平成元年の時に博物館、それから、平成11年の時に体験館。そして、今回、平安の杜といったような、何年かに一遍の節目ということの中ではですね、当時の県の担当部長さん等々の交渉の中ではですね、やはり平安の杜の整備で、県としては一段落をこの時期にしたいというようなニュアンスが、非常に強く打ち出されておりました。

その時に、我々としましてですね、さらに引き続きということは、申し上げておりましたし、発掘調査の結果によって、これで整備が終わりというようなことではありませんよという、そういうようなこともですね、申し上げながら、とりあえずは平安の杜の整備ということを重点に、ここ平成25年から精力的に動いてきたという経過がございます。

そういう中で、県の今の考え方は、博物館の皆さん方がどのように、これから考えていただくかということについては、この整備のあり方について、先程来おっしゃっていただいておりますように、発掘調査と整備というのは、我々も一体的なものというふうに捉えて、これから進めていかなければならんというふうに思っておりますので、改めてですね、この中町裏の整備についてはですね、もう一度、県のほうというよりか、中町裏だけではなく、斎宮跡全体ですね、整備のあり方というものも、改めて見直していく必要があるんじゃないかなと、そんなふうな思いで、今おりますので、答弁になるかどうかわかりませんが、中身をもう少し発掘調査等々の示された内容についても、もう少し我々ももうちょっと研究をしながらですね、県との対応を



これから考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） 町長、いわゆるそういう発掘調査と整備というのは、  
いわゆる両輪ということでございますけども、片方また維持管理と、維持管  
理費ということが、それに引っついて出てくるわけですね。私は、これから  
以降また質問をさせていただきますけども、維持費ということのですね、問  
題というもんでですね、町としては非常に深刻な問題だなというふうに受け  
止めておるところでございます。

収益の面からいうたらね、今、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会が、指  
定管理をしておるところですけども、当該協会もですね、会計上はやはり実  
質的収益、その儲けた部分というのか、その50%を目的へ吸い出していく  
ということですね、実際的にはですね、公益的事業の収支は0以下にせな  
いかんと。こういう1つの会計上の問題がある。

そのためにですね、なかなか収益を増やして、還元できていけないとい  
う点もあるわけです。しかしながら、そういうことじゃなくて、他にも色々そ  
ういう収益面も考えてかないかんと。町長は普段からおっしゃってられま  
すけども、齋宮跡を核とした日本遺産巡りとか、いわゆる電動自転車ござ  
いますけども、それで史跡巡りとか、マイクロバスツアーみたいな、過去で  
すね、これ松阪地域との部分でも、この観光のですね、連盟との関わりであ  
ると思うんですけども、そういったツアーとか、それから12ストーリーの他  
の箇所とか、いわゆる部分との連携ということを、これから今、だんだん進  
めていただいておりますということで、日本遺産の協議会のほうもですね、やっ  
ていただいておりますということで、今後のほうをですね、見させていた  
だきたいなというふうに思います。

維持管理費の問題も出ましたので、次の点に移りたいと思います。

それは保存管理計画の見直しということでございます。保存管理計画についてはですね、指定以来、土地利用区分の見直しはされておりますものの、その内容についてはですね、やはり見直しがなされておられません。現行の保存管理計画書の文中には、付記としてですね、県町の業務分担が記されております。

それは齋宮跡の適正な保存について、その円滑な実施を図るため、町と県と、昭和53年12月22日付けで、結ばれておるところでございます。これは皆さんご周知のことだと思います。その内容を抜粋するとですね、町は国県の補助を受け史跡の公有化を行う。県は出土品の保存展示施設の整備、遺構の復元、その他旧跡宮跡の保存に必要な整備を行うと。町は取得後の公有化の管理を行う。ただし県が行う計画的な発掘調査及び施設の整備事業の施行期間中は、当該区画の管理を県に委任すると。こういうふうに記述されておるところでございます。

しかしながらですね、公有地の管理に対する経費は、この頃に将来どれだけかかってきたんだろうかという想像がついたのでしょうかということなんです。保存管理計画をつくった時は、公有地ということの管理ということが、非常に際立っておりまして、整備をしたところの管理費まで、そう積算しとったのかなということも考えられます。

ですから、指定管理費は指定以降ですね、平成元年あたりまでですね、単年度ベースで1,600万円ぐらいだったと思います。しかしながら、近年、平成26年度では6,100万円、平成27年度では6,400万円と、増大をしております。昨年度におきましては、予算ベースでさらに6,870万円、決算ベースでは、現在まだ28年度の決算監査は終わっておりませんので、指定以降より平成27年度までの維持管理の累計を計算させていただきますと、約12億6,250万円某になります。

今後まだまだですね、町費の増大になる。これは公有化及び施設整備の進

捗によってですね、保存管理費も年々累増していくことは明らかでございます。今後の管理費は増大の一途をたどってきてましてですね、当町の財政力でその対応は極めてですね、困難なことも予測されると考えております。

維持管理費にどれだけの特別の交付金というのが、いただけるのか、普通交付金もございますけども、特交ということでですね、どれぐらいいただけるのか。

そして、現在、保存管理協会へ委託をいたしております、別に指定管理をしている部分と、公有地の維持管理の部分がありますけれども、このことを含め、財政上ですね、課題として維持管理費をどう考えていくのかと。どのように検討されていくのかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

それで、ちょっとこの間、全協だったかで示されました。明和町公共施設等総合管理計画というのが策定をされております。この中ですね、斎宮跡関連施設というのは、まだまだこれからの上積みということになってこようかと思うんですけども、県より無償譲渡された施設は、入っておらないというふうに思うわけです。

これいずれにしてもですね、町のほうの上位計画であります、明和町総合計画ということでですね、あげていかなければならなくて、即していかなければならないと、そういう必要があると思いますが、その辺のお考え方は、どのようにお考えか。

そしてですね、以上のことを含めて、史跡斎宮保存管理計画の見直しを、管理団体の長として、どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

**○町長（中井 幸充）** 先ほどの質問で、ちょっと誘客ということのご質問をいただいて、答弁が漏れておりましたけれども、私ども行政報告でも申し上げましたけれども、久慈市さんとの間では、ヘルスツーリズムというような格好の中で、観光と健康づくりということの中で、単に斎宮跡へお客様を誘致するだけではないに、その中で、グルメとかですね、それから日本遺産

をめぐってもらおうとか、色々な単発のメニューだけではなく、複合的に色々来ていただく、このおもてなしのメニューをですね、提案しながら、お客様を誘致していくことが、今、求められるのかなという形の中で、とりあえずは久慈市さんと、そういう形でやっていこうと。

また、あるいは今、取り組んでおります地方創生のいろんなプロジェクト、日本酒でもありますし、そういったお土産ものも提供できるようなこととかですね、先ほどちょっと言っていただきましたように、日本遺産を巡る、サイクリングで町内を巡ってもらうというような、そういったいろんなものの組み合わせの中で、お客様を誘導するということが、これからの大きな課題かなと、その中でいかに来ていただいた方に、いわゆるちょっと嫌らしい言い方ですけども、お金をどのように落とさせていただくかということの中ではですね、一番大きなものとしては、やはり一泊町内にさせていただいてですね、そこで宿泊とか、あるいは食事とか、そういったことを提供することによって、いわゆるお金を落ちるといことなんですが、ご案内のように明和町に宿泊施設というのは、ほぼございません。

そういう中では、今、空き家対策という形の中でですね、何とか空き家を活用した取り組みの中でですね、そういう一泊あるいは1週間とか、短期滞在型ですね、そういったものがこの空き家対策の中で、利活用できないかという、そういうこともですね、これから先ほど言われた誘客という、1つの視点の中では取り組んでいかなければならないのかなと、そんなふうなことを思っております。

ただ、ご案内のように整備は、これからも進めていきますが、ご指摘がありました維持管理をどうしていくんだということでもあります。この平安の杜をつくる段階では、実は当初の段階ですね、県のもう今は退任されましたけれど、当時の副知事、教育長からも色々言われました。

建物は建てられるけれども、これだけの部分の維持管理について、町として本当にやっていけるのかよと、どういうふうを考えているんだと。県とし

ではその整備をすることによって、さらに町が負担をしなければならないということについては、非常になんていうんですか、負担に感じると。

従って、平安の杜の整備についても、そんなには賛成できないというような当初の副知事、あるいは教育長のお考えでありました。しかしながら、地元としてはということの中で、整備をしていただきたいというようなことの中で、この整備をするについて、県としての1つの考え方としては、直接的に維持管理という形で負担はできやんけれども、何か事業を計画する中で、その中でいわゆる維持管理的なものについてはですね、何とか考えていければというような、そういう当時の部長さん方との話し合いの中での答えは、実はいただいております。

ただ、現時点でですね、じゃあということについてはですね、なかなか明確な答えはいただいております。そういう中で、これは1つは今後の課題かなというふうに思います。

ただ、ご指摘がありましたように、県で建てていただいて、町がなんていうんですか、貸してという大変ですけども、町へ移管していただいている建物もあります。大きな修理等については、やはり県がちゃんとやってみましょうということです。細かな修理等々については、それは管理団体であります町でなんとかというような、一定の約束事の中で、今、運営をしております。

そういう中でですね、1つ考えられますのは、先ほどご指摘いただきましたように、指定管理として財団のほうに、お願いをいただいている部分の、先ほどお話いただきましたように、収益をあげていただく、その収益でもってですね、維持管理になんとか充てていただけないかなというのは、1つお話としてございます。

ただ、財団法人でありますので、この収益の半分は、やはり公に還元をしていくという大きな目的があります。ですから、多くの社団法人の皆さん方は、地域貢献という形の中で、いろんな事業にですね、展開をしていただい

ているのが、今現実でありますので、我々としてもですね、財団に求めていきたいと思いたいののは、町からの指定管理を極力減らしていただけたら、一番ありがたいかなというのが1点と。

それから、社会貢献という形の中です、何らかのいろんな還元の仕方があろうかと思いたいのので、財団として収益をあげていただいた分、それはですね、社会貢献という形で、地域の人あるいは来ていただく皆さん方です、還元いただけたらありがたいかなというふうにも思いたい。

またですね、一方、指定管理で収益をあげることができるという形の中ではですね、大いに利用料をですね、できたらとっていただきたいなど、そのように思いたい。ただ、今、完全な整備がですね、平安の杜もまだ一部工事中でありますので、これからの1つ検討課題という形の中ではですね、財団含めてですね、この利用料、使用料等々を含めてですね、例えばサイクリングの使用についての部分とかですね、会館の使用料は当然であります、そういったものの収益をあげていただいて、維持管理に我々としては充てていただけたら、一番いいのかなというふうな思いたいありますが、ただ、今の時点で財団の皆さん方とですね、具体的な詰めなんかは、まだしておりませんので、一定の使用料だけしかお示しをさせていただいておりませんので、そういう詰めがされていないというのが、今現実です、これからまだまだいろんな整備をやっていかなければなりませんので、一定の落ち着いた段階です、それまでの間にそういったことを煮詰めていただきたいなど、そのように考ておいたいので、よろしくお願いたいと思いたい。

それから、県との話は先ほど言ったようなことですが、やはり後ほど課長のほうから、特交とか、そういった部分の細かい規制的なものを、報告をさせていただきます、1つ、今、全国史跡整備市町村協議会の中で、国に対してですね、要望させていただいておいたいのは、今、特交ではですね、国の史跡1箇所、どれだけという、そういう区切りでしか、特交が来ておりません。

従って、我々みたいな大きな史跡整備を持つのも一定の額。

それから、全史協の仲間のうちの、例えば太宰府とか、多賀城さんとか、あるいはそういうところも同じような史跡に対する特交の部分でございます。それから、例えば新しく国分寺の市長さんが、全史協の会長さんをしていただいておりますが、そののところも同じ額ですね、はじかれているということの中ではですね、我々が今、国に要望しておりますのは、面積の広さや、あるいはその史跡の重要さ、そういったものでですね、維持管理的なもので、差異があってもいいんじゃないかというような思いですね、国のほうに要望させていただいている、そういったものが今、現状の中身であります。

ところが、先ほど言いましたように、国の整備費、維持管理費用は特交でいくらと決められておりますので、ちょっとあわないんじゃないかということで、要望させていただいているというのが現状です。

今の整備の内容等々についての細かい部分については、課長のほうから答弁をいただきたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 北斎宮跡・文化観光課長。

**○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** 失礼します。

先ほど特別交付税のお話があつて、後でちょっと説明させていただきますけど、普通交付税ですね、斎宮跡の整備した公園につきましては、都市公園として登録しておりますので、それに対してですね、交付税が710万3,644円入っております。

特別交付税の部分なんですけども、先ほど町長が言われました、国の史跡を保有しているとか、そういう文化財関係ですね、そういう部分で631万2,000円入っております。

それで、後ですね、町の特別事業に対してということで、斎宮跡だけじゃなくて、明和町全体の下水とか、そういう部分ついてですね、トータルで4,278万2,000円入っております。それについては個々の明細というものが、明らかになっていないので、つかむことができないんですけど、ただ要望に

対して入ってきている部分を按分いたしますと、正確な数字ではないと思うんですけど、按分しますと1,208万8,000円になるということで、その3点を合計いたしますと、2,550万3,000円程度の交付税として入ってきていると。

それともう1つですね、いつきのみや歴史体験館の維持管理につきましては、県のほうで100%補助金としていただいているということで、そのお金がですね、1,893万8,000円ございますので、交付税とその補助金と足しますと、4,444万1,000円という部分が歳入として入っているということでございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

**○8番（樋口 文隆）** 具体的に答えていただいて、ありがとうございます。町長が今、言われたように、その収益面では保存協会のほうですね、しっかりということもありますけども、行政の主体性ということもございまして、その辺、今後ですね、やはり町としての、管理団体としての考え方というのですね、やはり出していただきたいなというふうに、ご注文させていただきます。

それと先ほど町長おっしゃったようにですね、特交ですね、この史跡等重要文化財の景観マネジメントという支援事業、これ報告書、これは平成27年3月に文化庁の記念物課が出しております。この中にも特交のことが書かれております。

やはり全史協の副会長でみえますので、その辺ですね、やっぱりそんな同じ率でですね、もらうって、とんでもないなと思うんですけども、その辺ですね、やはり指揮をとっていただいてですね、何とかですね、そういった見合うですね、交付金をいただけるようにですね、1つお願い、よろしく願いしたいというふうに思います。

それとですね、町長は毎年、県と市町の地域づくり連携共同協議会、いわ



ゆる1対1知事対談、これでですね、維持管理のほうと支援をですね、求められております。これはもう放映もされておりますし、周知させていただいておりますけども、この中で、いつきのみや歴史体験館、あるいは斎宮歴史ロマン広場といったところですね、町は先ほど町長が申されたように、県の支援をいただきながら、維持管理を行ってきておるということを言われております。

さいくう平安の杜、先ほど町長も言われたようにですね、整備の実現に向けては大変な苦勞があったというふうに、私は周知しております。というのもですね、その経過の中で維持管理は町で行うようにということですね、先に言われた名前は出されませんでしたけども、教育長になって副知事になられた方ですね、そういったことを言われたということですね、非常にその辺はですね、よくそこまでもってこられたなと思うんですけども、しかし町長、やはり斎宮跡の維持管理費というのは、年々やはり累増しておるわけでございますので、その辺のやっぱり町費の財源というのをですね、これからやはり考えていかないかんとということですね、制度もかなり、ある部分には大きくなってきておりますので、それで私ども議会懇談会で、コミセンまわりもしておりますんですけども、その中でやはりある地区ですね、この維持管理の話が出てきてですね、私らの血税から出されておるやんかということで、何とかその辺、町当局にそういった維持管理費の考え方について具申してくれというふうにも言われた部分がございますので、今回の質問もさせていただいておるわけでございますけども、これ知事はですね、町長のその対談の時ですけども、昭和53年、これは指定管理の保存管理計画ですね。

それと平成22年の業務分担ということが、今の話で、ハコモノはやめておけとか言われたけども、町長は押し切ってやったと。これは気持ちよくわかるんです。そういったことですね、それを合意もあり、それを崩す理由はなかなか見出しにくいと、こういう知事は言われたですね。1対1対談の

時に。それで例えばバリアフリーだとか、いろんな国の事業などもあり、県の色々な事業などもあると思いますと、こういうふうには知事は答えられています。

しかしながらですね、あると思いますけど、お金を出すという答えの前に、知恵を出すということで、一緒になってお金を出す前に知恵を出そうと、そういう感じでまず色々一緒に議論をさせていただきたいという答弁をされています。

この答弁を受けて、議長もですね、国のほうへ行かれて、陳情もされている。本年2月には、西場県議とともにですね、県生活環境部にも陳情されておるということで、町長もこの前、ご報告があったと思いますけども。今後この知恵を出す協議会ですね、知恵を出す協議会を、町管理団体でもありますので、積極的にやっていただきたいなと思います。

その辺、簡単でよろしいので、町長の意気込みをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご案内のように、知事との1対1の対談の時に、維持管理等々も含めてという時に、知事の答弁で、お金はよう出さんけども、知恵だそうかというような、その時のお話でした。

それ以降、具体的にじゃあどういう形でという詰めは、してはおりませんが、先程来より言っておりますようにですね、例えば今までは文化財で、なんていうんですか、使用料とかですね、そういったものを取れるのか、取れないのかというと、なかなか取ることができないというような感覚で、我々もきておったわけでありましてけれども、文化財の例えば、一条朝倉の史跡なんかでもですね、単に中を見学するだけなんですけれども、それでもですね、わずかながら入場料みたいな形でですね、史跡でありながら、入場料を取っているということの中ではですね、外から、うちの平安の杜ですと、丸見えという大変ですけども、どこでどう見せるんやという、そこで入場料が取れるのか、取れないのかというような議論もあろうかと思いますが、あ

からさまにですね、この間も話をしておったんですけど、入場料という形ではなしにですね、参観、来ていただく皆様方に、いわゆるカンパというと変でございますけれども、維持管理に必要なということの中でですね、協賛金とか、そういった形で、わずかでも結構ですので、協力いただけないかというような、そういう募金的な呼びかけも、これから維持管理の原資を集めるのにですね、必要ではないかなというふうなことも含めてですね、いろんな方策を考えながらですね、維持管理の財源を見出していかなければならんのかなと、そんなことを実は思っておるところです。

あからさまにですね、県のほうというところでですね、県も今、ご案内のように財政が非常に厳しいという形の中では、なかなかうんと言っただけないと思いますが、粘り強くですね、これは維持管理の費用、これについては要望をしていきたいと、そのように思います。

せっかく議長、それから樋口議員、県に対しても、あるいは衆議院の議員さんに対しても、そういう要請行動をいただいておりますのでですね、我々としてはさらにですね、我々の立場の中で、そういう要請活動をですね、していきたいと、そのように思いますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

**○8番（樋口 文隆）** 町長ありがとうございます。

この中で保存管理計画の見直しということの中でですね、前の質問した時もちょっと町長、ちょっと言われたと思うんですけども、この土地の公有化補助金、補助率ですね、このことについてもちょっと触れられたと思うんです。

現在、県は15%の補助率ということで、維持していただいております。これは躊躇しておりますけども、県は保存管理計画書の見直しのあかつきには

ですね、これは県は是正したいんやと。今、町長も触れられましたけど、県の財政も極めて厳しいという中で、そういう話もあると。大変な重要な問題だと、これパンドラの箱なんですけども、あえて言わせていただきますけども、このことがですね、平成17年10月12日に開催された県の教育警察常任委員会という委員会で、この地元の西場県議がですね、当時の教育長にですね、県の補助率改定の中に、のぼっておると、あがっておると。県のようにするに補助率の見直しの中にあがっておるとということに対して質問をされて、西場県議のほうはですね、住民の理解、納得、また指定当時の財政の町の問題やですね、保存管理計画を見直し論も含め、質問されたわけですけれども、当時の教育長は、おっしゃるとおりそういうことであれば、もっときちっと手続きをとるというふうな話をいただいておりますので、それはまたそういう手続きを含めて、相談をさせていただきたいなというふうに思っていますと、なんか回りくどいんですけども、そう答弁されております。

そしてですね、やはり私が思うのは、保存管理計画書はですね、史跡齋宮跡の指針だというふうに思っております。こういったことを含めてですね、指定以来38年が経過するんですから、情勢変化も著しく変革をしております。昨年の12月に先の1対1対談を受けて、西場県議がですね、県議会において、定例会での一般質問をされたんです。

これ町長のいわゆる受け答えを聞いてですね、やられたんと認識しとるんですけども、最後、時間がちょっとなくて、最後まで行き着かなかったかもわかりませんが、その中で、一般質問で維持管理費とですね、平安の杜の身障者、ちょっと不自由な方に対しての見学対策の考え方についてもですね、町長が質問されたというふうに記憶されています。

その時に県環境生活部長が答弁されたのは、齋宮平安の杜の芝生広場の水捌け対策につきましては、暗渠配水管の埋設、山砂による嵩上げ等を行ったところですが、加えて車椅子での入場が容易になるよう、敷地東側の管理用扉を開放するなど、来場者の快適な見学環境を維持するための方策を、検討

していきたいと考えておりますと。なお、齋宮平安の杜は景観も含めて、平安時代の齋宮の状況を、できるだけ忠実に復元していくということで、文化庁の許可、補助を受けて、整備をしたものでありまして、同町からバリアフリー化などの整備は現状、改変するものでありまして、復元した景観への影響が懸念されるため、慎重を期すべきとの意見をいただいているところでございます。

ここまで答弁されたんですね。私、その答弁を聞いておりましてですね、その東門の進入路はどこかなと思って、ずっと見ておったら、当初県が芝生を敷く計画であったんやけども、搬入路だったので、あそこ芝生はもう要らんよという、町との話の中でですね、あそこは芝生を張らずに土場のままで、なっていたんですね。

それ以降、雨が降って、雨水がたまって、搬入路がですね、もう泥だらけになって、くるわもできたと。中へドロドロになって、掃除もせないかと、こういうことですね、何とかならないかといって、博物館の館長に私も話をさせてもらった。そやったらお金がないと、一言お金がない。

で、町の課長のほうで、議長にも話をさせてもらって、議長に話させてもらって、ようやくですね、町が整備した、この場所なんですよ。それをですね、その答弁でですね、東門から入って、何をいうとるのかいなど、私は思ったんですよ。

それを知っていたのかどうかわかりませんが、それが部長答弁だったんです。もうその部長、この4月には代わられましたけども、そして、その後の答弁で、バリアフリーと文化財の整備のやはりことなんです。私はバリアフリーというのは、とても大事な部分だなというふうに思います。

できれば本当にもう一步進んで、ユニバーサルデザインということですね、やれるものならやって欲しいなという気持ちがあります。そういう確かにですね、そういう風情というか、時代を醸し出すということは、理解は一方ではできますけども、やはりその整備については、バリアフリーはとても

大切だなと思って、町長もその辺も考えて訴えられたんだなというふうに、私は理解したんです。

それで、もう1つ、私は東側を通行するより、ちょっと細かい話になるけども、西側の特に未整備地、これがですね、今回、公有化されたというふうに聞いております。ちょうど西北の部分ですね、それで120mの区画ができるというふうに思うんですけども、それを何とか北西部分を整備して、西側より交通してもらったほうが、安全だなというふうに思います。

そして、さらにですね、また町長、交流センターの部分もですね、私はバリアフリーを検討される考えはないんだろうかなと思うんです。その整備の仕方ということについては、非常に文化財の関係ということがあってですね、なかなかそれは全国的に論議をされておる、現在そういう状況はあると思うんですけども、その例えば休憩所横の噴水の施設にとってもですね、今現在、手すりも付けられておって、それで状況を見ておると、水も流れていないよということですね。

そこら辺もですね、危険を伴って、維持管理には非常に難しい方法ですね、してかないかなということ、今後の整備のあり方というのかな、それをもう一度再考いただきたいなというふうに思うわけです。確かに齋宮跡調査研究指導委員会の論議もあろうかというふうに思いますけれども、その辺の町長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 保存管理計画の見直しということで、ご質問をいただきました。

基本的にはですね、先ほどご指摘がありましたように、高額補助を県のほうから付けていただいていると、国にしる、あるいは県にしる、これは齋宮という史跡であるが故に、高率補助をいただいているということでもあります。

ご指摘がありましたように、平成17年には、県としては財政事情の観点、あるいは全国から見てもですね、15%というような高率補助というのは、ど

こもされていないというのが現状であります。従って、県としてはそれを下げたいというのが、今でもその方針としては変わっていないというふうに聞いております。

私が町長に就任をさせていただいて、確か4年ぐらい前だったと思うんですけれども、そういう話が一度出てまいりました。この高率補助なんかならないかというようなお話をいただきましたけれども、いやこれは譲れないという形の中で、そして、これは県議会の中でも、一定の議論を重ねてもらった中での補助金の補助率の割合であるということの中で、据え置かれてきたというのが現状であります。

ただ、今の段階でも県当局としては、この補助率を何とか下げたいというのは、今の財政事情を考える上では、今、直接的には申し入れはございませんけれども、担当部局のほうでは、そういうふうに考えておられるんではないかなと、そのように思っておるところであります。

そういう中で、先ほど色々と整備についての考え方を、おっしゃっていただきました。まずバリアフリーの考え方、あるいは周辺整備の考え方については、工事途中でもありますので、何とかですね、来ていただくお客様が、どんどん増えているという状況の中ではですね、中に車椅子も入れないという状況はですね、私もいかなものかという形の中で、県に対して、何とかそこら辺のところを整備できないかということでございますが、しかしながら、史跡のなんていうんですか、景観を保つという1つの考え方の中では、全てそういうものを取り入れていく中では、どうなのかということでございましたけれども、ご案内のようにですね、正殿の西側から上がる階段そのものですね、本来ですと、なんで2つの階段が付いているということは、樋口議員さんもお承知だと思っておりますが、最初、整備で付けた階段については、急な階段であってですね、これで転倒してうんぬんという事故が起こってはという形の中ではですね、新たにもう1段、変な形なんですけれども、付けて今おるという中ではですね、そして、バリアフリーということであれば、外

から西脇殿については、外から回していくというような、そういったことも一部配慮としてはおるんですけども、なかなかですね、車椅子の方が正殿の中に入れるということでは、今、入るためには、皆が車椅子を吊ってというような方式しか、今のところ手立てがないという状況でありますので、これからですね、史跡整備のあり方と、いわゆる来ていただくお客様に対する対応のあり方というんですか、これらをですね、一定なりきちっと考えていかなないと、せっかく来たのにというお声もいただきますが、そこまでやって整備の景観の部分ですね、壊してしまうのかよという、この2つの相反する意見がございますので、町としてこれからどういう視点でもって、その対応を考えていくのかということとは、もう少し専門家のいわゆる方々のご意見も聞きながらですね、一方でそういう来ていただく方のご意見を聞きながら、どこでどんなふうにするかというの、調整をしていくかというのは、1つの課題かなというふうに思いますので、宿題という形でですね、今日のところはですね、お預けをいただきたいなど、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ご質問いただいた、いろんな、なんていうんですか、部署部署というんですか、それについての考え方、今日は答弁はさせていただきますけれども、整備のほうは県とのやり取りもございますので、そういったところでですね、ちょっと詰めた上で、改めてどこかの機会です、整備のあり方なり、考え方をお示しできればと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

**○8番（樋口 文隆）** 町長の考え方、前進した考え方だなど思いながら、これ今そういった歴史的建造物のバリアフリー研究というのがですね、今さかんに言われてきたんです。ご承知だと思うんです。



これは2020年東京オリンピックが、パラリンピックと向けて、海外から多くのですね、観光客が入れると。

その中で訪れる、誰もが楽しめる観光施設、環境の整備、喫緊の課題であると、こういうふうに出たおっしゃっています。日本における観光のポイント、全国各地に存在する歴史的伝統的文化財、あるいは遺跡、しかしながら、日本の文化財、歴史的建造物等の大半はですね、車椅子使用者はじめ高齢者にとって、観覧の不自由なところが少なくないと、こういうことですね。

ですから、そういったことで、バリアフリーなりユニバーサルデザインをですね、やはり進めていこうということで、確かに町長がおっしゃったように、文化財とのいわゆる景観の部分でですね、大変難しいかもわかりませんが、今後、その辺しっかり研究もですね、していただきたいなというふうに要望をさせていただきます。

それと知事はですね、県議会のその答弁の中でですね、こういうふうにおっしゃった。保存管理計画の見直しについてはですね、そもそもやる必要があるかどうかというのは、やや疑問なところがありますけれども、今後の情勢変化というのが、どういうことであるかというのを、研究するということについてはしたいと思えますと。

これも大変まわりくどい言い方なんですけども、言い方としてされたんです。その情勢変化はですね、今後どのように変化していくのか、しっかり見極めながらですね、やっぱりお金を出す前に知恵を出すとおっしゃった、知事さんがおっしゃったわけですから、このことについてはですね、環境生活部長もそこに同席されておりましたので、協議させていただいたけども、保存管理計画の中にですね、設置をされております、その県の本課のほうですね、本課の部分と博物館、それから町、必要に応じては、地権者の団体の部分の方々、それと斎宮跡の連絡会議というのが設置されておると、保存管理計画の中にあるわけですね。

それで、町長も先ほどおっしゃった、その辺のいわゆる情報のですね、交

流とかね、そういうことも。その時、部長はですね、それは大事なことやと、やっぱりその情報をお互いが、また県が、地元が、地域が、共有するということがですね、もうそれ大事なことなんやと。そうおっしゃったんですけども、それがですね、前回は質問してお尋ねしたんですけども、このことをですね、現在どのように考えられておるのかというのをですね、これおそらく前もずっとやっていたんですよ。

来訪者アップ会議とかですね、そんなじゃなくて、そういう今の施策的な部分のですね、いわゆるやり取りというんですか、これをやっておったというふうに思うんですけども、それが比較的ですね、聞こえてこないなというふうに思いますので、その辺のところをちょっと答えられましたら、お願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 見直しの議論は、知事はそのように答弁はされているわけでありますが、この保存管理計画の見直しはですね、公有化も整備だけではなしにですね、公有化の問題も含んでいるわけでありますので、私としてはですね、この公有化もまだまだ、これからまだもっともっとこれだけの広い、なんていうんですか、面積でございまして、その中で新たにですね、地元の皆さん方からいくと、昔でいうと、一周二周、そういったところのですね、部分別の見直しもですね、していただきたいというようなお話もいただいております。

そういう中で一番やはり中心になるのは、私はあの公有化事業が、今のところまだこれだけの面積をいただく中でですね、まだそんなに進んでないというふうな思いであります。

そういう中ではですね、一定言えるのは、この今見直しという形を、県に持ちかけますとですね、正直なところオール、全てという形の中での見直しということになってきますとですね、この公有化補助金のところでですね、切り込まれるとですね、これはもういろんな面でですね、なかなか守るとい

うことが、非常に正直なところ難しいのではないかなというふうな思いがあります。

ただ、県議会の中での色々な経過の中で、知事もですね、知事としても、本当は切り込みしたいけれども、そういう経過があるんで、なかなか踏み込めないという、そういう形で言葉を濁されているというふうに理解をされる以上は、私としては正直なところ、この答弁ではっきりとは申し上げにくいんですが、今のところは現状のままでですね、1つもう少し発掘調査なり、いろんな経過を見た上でという形で、見直しは先送りをしたいなど、そのように実は思っておるところです。

今の現時点では、整備もようやく一段落を、平安の杜でしたわけでありまして、発掘の次の段階が、新たに示されたということでもありますし、町としての整備の考え方は、中町裏ということで、先ほど申し上げました。ちょうど端境期というんですか、こういろんな部分での見直しということは、当然念頭には置いていかなければならないというふうに思うんですが、即、見直しに着手するという、そういう考え方はですね、現時点ではちょっと私としては考えていないということで、答弁させていただきたいなど、そのように思います。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

**○8番（樋口 文隆）** 最後になります。もう時間もかなり迫ってきましたので、町長そうやって言われてね、調査研究はやっぱりしてかないかんと思うんですよ。もう全然時代も大分とですね、四半世紀もたってきておりますし、もう本当に発掘調査してから半世紀ということになってきますので、その辺のやっぱり指針であるものはですね、やっぱり管理団体がつくっていくということでございますので、これ県も国でもなくて、管理団体がつくっていくかないかんということもあるので、その辺は十分にですね、やはり主体性

をもってやっていただきたいなというふうに思います。

確かにですね、いろんなイデオロギーがあってですね、保存管理計画を数年でできるという問題ではないんです。だんだんやはり積み上げてですね、やっていただきたいなと、これは喫緊。

それと今ちょっと答弁漏れがありましたけど、このいわゆる連絡会議ですね、連絡会議をですね、やっぱりそういうノウハウを皆に、これは県の部長も言われておってね、これをせなあかんやないかとかって、えらい言われておったけども、それをやっぱりやっていかんとですね、こういう部分についても、地権者の方々に、やっぱり周知、説明もしていかなあかんし、これだけ今、区切りと言われたけども、もう平安の杜も完成して、交流センターもできたという区切りですので、その辺も含んでですね、どういうお考え方か、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 情報共有という形の中で、これから今まで色々と申し上げましたけれども、整備あるいは発掘調査等々のあり方等々も含めてですね、県の本課のほう、あるいは博物館、とりあえずはやっぱり博物館との前線に立っていただいております皆さん方との意見交換、情報交換、そして、町の考え方もきちっと述べさせていただく中でですね、そういった場を積極的にですね、持っていくように、これから努めてまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

樋口議員。

○8番（樋口 文隆） その辺ですね、十分また全史協の副会長もやってみえるということですので、これからやはり文化財行政のほうもですね、本当に史跡斎宮跡ですね、もう全国でも類例をみない遺跡やということで、全国的にも注目をされておりますので、先駆けとしてですね、引っ張っていくよ

うな形ですね、やっていただきたいなというふうに思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、樋口議員の一般質問を終わります。

---

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

昼からは、1時からよろしくお願ひします。

（午前 11時 51分）

---

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

---

## 7番 江 京子 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は「高齢者の命の守り方を問う」の1点であります。

江京子議員の登壇願ひします。

○7番（江 京子） よろしくお願ひします。

議長より発言の許可をいただいたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、高齢者の命の守り方を問うの1点です。

新しい高齢者の見守りモデル、徘徊SOSネットワーク松阪があります。松阪市と多気郡多気、大台、明和の3町の広域で、認知症の高齢者が行方不明になった時、早期発見、保護につながるよう事前登録済みの認知症の人の早期発見に役立つ、靴に貼る黄色のシールを進呈、地域の住民の協力も得ながら、動いているとお聞きしました。

でも、まだまだ自分の家族が認知症だと知られたくないと思う人はいます。

明和町の現在の登録人数を教えてください。また、行政がつかんでいる人数との差はあるでしょうか。このSOSネットワークが始まって以来、登録人数は増えていると聞いていますが、どの程度の増え方なのか。また、登録にあたりどんな説明をしているのか、お尋ねします。

今年4月に、行方不明者の顔写真の発信が始まりました。その登録人数は明和町ではどうでしょうか。顔写真の配信は、行方不明の発見には、とても大切なことだと思いますが、やはり家族の了解を得なくてはいけない部分があると思いますが、その点の説明はどのようにしているか、教えてください。

また、徘徊についてのケアマネジャーとの連携は、どのようになっているのか、教えてください。

やはり個々の高齢者の状態を一番つかんでいるのは、家族とケアマネジャーだと思いますので、認知症による徘徊についての話し合いなどは、どのようにしていますか。

それから、警察との連携はどのようになっているのか、教えてください。

警察の方への行方不明者発見時に、その家族に対しての気をつけてほしいことなどが、きちんと伝えられているのか、教えてください。

以前、私の家の近くで、家族が行方不明になった時、一番辛くて困っているのは、本人と家族なのに、見つかった時に家族の人が、せっかく発見されたのに、腕に少し青あざがあったら、警察の方にその行方不明になった人への家族からの虐待を疑われるような言葉を言われ、とても辛かったと言って

いました。どのような立場であっても、まずは相手をおもいやる言葉掛けをお願いしたいと思います。

また、検索願いが出た時の一連の流れは、どうなっているのでしょうか。その周辺自治会への検索のお手伝い依頼は、どこがするのか。役場の担当課はどこか。行方不明になっても、発見されればいいんですが、発見されてもたくさんの人に検索をしていただいても、亡くなられた方が、明和町でもあります。その時の流れも教えてください。もし家族が行方不明になったら、どのようにしたらいいのか、その手順なんかも教えていただけるとありがたいです。お願いします。

**○議長（辻井 成人）** 江議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

**○町長（中井 幸充）** 江議員のほうから徘徊SOSネットワークの現状等についての質問をいただきました。その前にですね、今まで私も町長として、あるいは以前は役場の職員として、また消防団員の一員としてですね、町内の行方不明の多くのケースに関わってまいりましたので、その例を申し上げながら、今の実態を申し上げたいと、そのように思います。

まず行方不明になりますとですね、今までの多くの例は、お昼ご飯までは家族の方が見守っていたと。お昼ご飯は一緒に食べたと。それからですね、午後になって買い物に出かけたと。お家に帰ってきたら、みえなくなっていたと。多分夕方のご飯時までには帰ってくるだろうというようなことで、そのまま農作業や、また買い物に出かけられたと。

しかしながら、夕方になって、なかなかまだ戻ってこない。戻ってこないのということで、とりあえず自分たちが、心当たりのある近所だとか、それから、ひょっとしたら畑に行っているんじゃないかなと、そういうような形で探し回られたと。

しかしながら、なかなか見つからない。従って、隣近所の方にうちのお婆

ちゃん、あるいはお爺ちゃん見かけなかったですかとかいうような形ですね、段々だんだんと捜索というのですか、探す範囲を広げてみえます。

しかしながら、そこでも見つからないということになって、初めてですね、これは大変だと出ていったきり、どこへ行ったのかわからない。そういうところですね、今度は助けを消防署なり役場なりに、求めてこられるわけがあります。

そういう中で、だいたいがですね、我々が察知をするのが、まあ、だいたいの夜の7時とか8時とか、そういうところで通報をいただくわけでありまして。まずは質問の中にもありましたが、どんなルートでということの中ではですね、まずは行方不明の捜索は、これは警察の方のお仕事でありますので、まずは警察に届けていただくというのが、まず第一の仕事であります。

その次にですね、どこをどんなふうにも、じゃあ探したらいいのかと。警察の方もですね、なかなか直ぐに捜索に、事件性がないとですね、なかなかかかっていただけないというのが現状でありますので、その時に初めて役場なりですね、消防署なりに連絡がきて、こうこうこういう方がという方が行方不明になりましたと、捜索のほうをお願い協力いただけませんかというような連絡が入ってくるわけでありまして。

その時にですね、一番肝心なのは、ご質問の中にもありましたけれども、どういう服装で出ていったのか。だいたいどこら辺に、いったい心当たりがあるのかですね、そういったようなですね、日常的な普段のそういったものを、まずお聞きしないと、年齢あるいはどういう顔だちなのか、当日どういう服装をしていたのか。まずそういう情報を入れた中でですね、捜索が開始されるという、そういう状況が今までもございました。

それで、そういう情報を入れながら、我々としては要請があった場合は、一応消防団の幹部の方に連絡をし、消防団の方、集まれるだけ集まっていた。そういう形の中でだいたい捜索にかかるのが、夜の8時から9時頃ということの中では、なかなかですね、正直なところ直ぐ捜索ができるという、



見つかるということは、なかなか難しい状況が今までのケースで、何件かありました。

そういう中で、だいたい日時的には、夜の12時に第1次の捜査は終わります。でないとですね、消防団の皆さんも次の仕事があったりとか、急きょ駆けつけていただいたといったような状況の中ではですね、さらに家族の方は、1時でも2時でも見つかるまで探してほしいというのが、今までのお気持ちだとは思いますが、こちらとしてもですね、そういつまでも引っ張るわけにはまいりませんので、とりあえずは翌朝の日が昇る、その時期に捜査を再開するといったような形で、だいたい12時を1日目は目安で、捜索をさせていただくということになります。

そういうケースの中で、先ほどお話いただいたように、残念ながら見つかった時にですね、亡くなられている方もおみえになりました。ただ一番ですね、認知症の方で我々が捜索して困るのはですね、必ずしも町内に留まっているとは限らないわけでありまして。死亡されたケースの中では、伊勢市のほうにですね、出かけられた、松阪のほうに出かけられた、また逆にですね、松阪の方は明和町でというようなことの中で、認知症の方どこへ向いて出かけられるか、そここのところがまったくつかめないわけでありまして、我々としては非常に困るわけでありまして。

といいますのは、夜間に急ぐ仕事を回して、消防団の方が例えば多気町や玉城町や伊勢市内を走り回るわけにはまいりませんので、そういうところからですね、実は松阪市と明和町、多気町、それから大台町は、松阪の定住自立圏という、松阪市を中心とした、そういった色々なことをやっていこうという協定を結んでいるのは、ご案内のとおりであります。

その中でですね、この高齢者の捜索、行方不明対策をですね、どうしていかうかということも、やはり広域的にやっていかなければならないという、そういう思いからですね、ご案内のように徘徊SOSネットワークを立ち上げたところでもあります。

これは平成27年11月から実施をしております。認知症の方がですね、先ほど申しましたように、徘徊等によって行方不明になった場合に、なるべく早く見つけてあげる、そのことがですね、高齢者等への安全の確保という視点からですね、何とか支援をやっていこうということですね、ネットワークで探そうという、これは単に警察とか、それから消防署、自治体だけではなしにですね、それぞれタクシー会社とか、公共交通機関で走ってみえるタクシー会社等々も含めてですね、多くの方、多くの機関に協力をいただく、そういう形ですね、このネットワークを結んでおりますので、我々としてもですね、今後、そういったネットワークを通じまして、行方不明になった場合に、早期に発見できるように努めていきたいと、そのように考えておるところです。

そのために色々な手立てをですね、先ほど質問がありました、認知症の方に対するいろんな事前の予防策、そういったものも講じているわけでありますので、それらについてはですね、ご質問が多岐にわたっておりますので、長寿健康課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 長寿健康課長。

**○長寿健康課長（菅野 由美）** それでは、私からは江議員のご質問の順番に沿って答弁をさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、現在の登録人数と行政がつかんでいる人数との差ということでございますけれども、平成29年5月31日現在、居所が明和町にある登録者数は明和町民7名、他市町の方14名で、合計21名でございます。

登録につきましては、家族やケアマネージャーからの相談を受けまして、この事業の登録を進めております。その関係上、地域包括支援センターで把握している徘徊高齢者の人数も同数でございます。

しかしながら、残念ながら相談がない方につきましては、把握できていないというのが現状でございます。これからも徘徊高齢者の安全確保と、その

家族への支援のため、制度の周知を図っていくことが重要と考えております。

次に、2番目の登録人数は増えていきますかのご質問でございますが、徘徊SOSネットワークへの登録人数は、制度開始年度の平成27年度は7名、平成28年度は6名、今年度になってからは9名であります。登録人数は年々増加しております、合計22名ですが、登録後にお一人お亡くなりになっておりますので、平成29年5月末現在の総登録者数は21名でございます。

メール配信登録者数は、松阪市、多気郡3町合わせて1,021名です。見守り協力機関といたしましては、民生児童委員協議会や新聞専売所など31機関でございます。

登録時の説明についてでございますが、徘徊SOSネットワークへの申請は、登録票に登録者の情報、住所、氏名、年齢、特徴などを記入していただきまして、ご本人の写真を添付していただいております。

登録していただきました情報は、長寿健康課、明和町地域包括支援センター、松阪警察署、松阪地区広域消防組合が共有いたします。登録していただきました方には、夜間でも目立つ黄色の明和町何番と表示されました、このようなシールをお配りしております。日頃、使用する靴等に貼って、利用していただきますよう、登録された方にはお願いをしております。

登録された方が行方不明となった時には、まず警察に連絡を入れていただきますよう説明もしております。

次に3番目の顔写真の配信の了承人数につきましては、徘徊SOSネットワーク登録申請時には、登録者の顔写真を添付していただいておりますが、メール配信時に顔写真を配信するかどうかにつきましては、行方不明届けを警察へ出した時に、ご家族等届け者の方に顔写真の配信をするかどうかの意向確認を行い、希望され同意された場合のみ顔写真も配信することになっております。

次に、ケアマネージャーとの連携についてでございますが、ケアマネージャーからの個々の相談につきましては、地域包括支援センター、高齢者福祉

係で随時対応して、連携を図っております。

また、地域連携推進会議、ケアマネ情報交換会、問題ケース発生時につきましては、地域ケア会議を開催しております。会議のメンバーは、地域包括支援センターの職員、ケアマネージャー、必要時には医師、民生委員さんにも加わっていただいております。

平成28年度は4回、開催をしております。

次に、警察との連携でございますが、警察のみならず関係機関と意見交換を行うなどの連携を図りながら、適切でかつ迅速で、相手の立場を思いやっで親切に対応ができるよう努めていきたいと考えております。

次に、捜索願いが出された時の一連の流れでございますが、登録された方が行方不明となった時は、まずは警察に連絡を入れていただきます。捜索が必要な場合には、警察署に出向き行方不明届けの申請が必要になります。その後、警察またはご家族から地域包括支援センターに連絡を入れていただきます。連絡を受けますと、メール協力機関、認知サポーターや介護事業所などに行方不明者の情報をメール配信いたします。

当町では、平成28年5月26日、靴に反射シールが貼ってあったため、無事保護されたケースが1件、同年7月8日には、メール配信したケースが1件あり、このケースも無事保護されております。

徘徊SOSネットワーク事業開始前に、捜索の甲斐なく亡くなられたケースが2件ありました。家族の初期対応に遅れがあり、残念な結果となっております。徘徊は認知症の問題行動である、行動心理症状の代表的なものでして、時間、場所、人の見当がつかなくなる障害によりまして、自分の居る場所や時期などが認識できなくなることで生じます。

例えば過去の記憶の中で、気にかかっている場所や、戻りたい場所に行こうとする。場所がどこなのかよくわからなくなり、不安で身の置場がなくうろろする。また、どこかへ行こうと出かけたが、場所がわからなくなって帰れなくなるなどです。

もし認知症の家族が自宅や自宅周辺を探してもいないとなりましたら、遠慮せず直ぐに警察へ届け出をしてください。届け出が早ければ早いほど、発見できる可能性が高まります。初期対応が遅れますと、徘徊高齢者は遠くへいってしまうこともあり、広範囲にわたる捜索が必要となります。認知症で徘徊する高齢者を救うため、迅速かつ多くの人の目で探すことが大切でありまして、この事業の趣旨を多くの住民の方に周知し、理解を求めていかなければならないと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） さすが町長、長い間、消防に携わってくれていたのです、その流れのお答え的確にさせていただいたと思います。この間、私も明和町の団長にお話を伺いましたところ、やはり捜索願いが出るのは、夜間が90%どころか、本当に100%に近いぐらい夜間になっていくということでした。やはり捜索が動き始めるのは、夜の8時ぐらいというお話も聞かせてもらいました。

なおかつ自治会への捜索のお手伝いとか、そういうのもなかなか夜遅くからなので、集まる方も難しく、さっき町長が言われましたように、やっぱり12時には切り上げという形になるというのも、団長のほうからお話を伺っております。

やはり徘徊SOSネットワークができた背景には、やっぱり自宅にみえる認知症の方がまだまだ多くみえるという中で、何とかそういう捜索願いが出た時に、早く見つけられるようにという仕組みづくりが、大切というのでできた仕組みだと思っております。

なおかつ課長が言われましたように、メール配信でいろんな方が、いろんな目で、黄色のシールが貼ってある方を、明るいうちに発見できたらというもの、1つの取り組みだと思っております。

今年の5月2日の夕刊に、自治会長の捜索の体験という記事が載っていました。これは松阪嬉野地区のことなんですけども、昨年の大晦日から正月にかけて、高齢者が行方不明になりました。その時の自治会長の方が、自治会長として捜索にあたった反省や教訓を、今後の地域で生かしていきたいとの思いから、遺族の了解、了承をもらって、体験談をお話をされたという記事でした。

私はこの方のお話をもっと詳しく聞きたくて、連絡をとらしてもらい、突然のお願いでしたが、快く引き受けてくれてお会いすることができました。これは平成28年度の大晦日の時に行方不明になった方の捜索でした。本当に自治会のほうには、夜7時過ぎになってから、捜索願いが出たというお話があって、地元の自治会の三役が集まって、でもこの時、捜索の放送の依頼をしましたが、何しろ年度末で放送ができないという中から始まったことでした。

年末の無理な時期でしたので、初めは30名の捜索で、やはり夜半の2時ぐらいまで捜索をしていたが、断腸の思いでその捜索を打ち切ったそうです。翌日はお正月にも関わらず112名の捜索で、捜索本部の設置などを立ち上げたそうです。1月2日には146名の方に捜索に出ていただき、役員の奥さんの焚き出しなんかもしながら、延べ351名の方に捜索してもらったけど、やはり寒さの中で亡くなっていたというケースでした。

お話を伺ううちに、認知症は外見や短時間のおしゃべりでは、なかなかわからないというようなことでした。この人も自分で床屋さんに行って、帰りに道がわからなくなって、自分でお店にタクシーを頼んで、乗って戻ってきたにも関わらず、反対方向に歩いて行って亡くなったというようなケースでしたので、本当に残念な結果に終わったものでした。

やはりその自治会長さんのお話を伺ったところでも、やっぱり個人情報の保護も大切ですけども、やっぱり一番は命という部分で、もうちょっと個人情報の壁がなくなったらというようなお話でした。

はじめは名前さえも教えてもらえない状態の検索だったというようなお話で、今回は家族が本人の服装や持ち物、財布の中の金銭のお金の金額なども知っているような家族だったので、そこら辺はわかりながら、皆が検索できたということと。それから顔写真入りの検索願ひも、家族の方がつくっていただいて、検索にあたったということで、この時の家族の検索の動員力には、自治会長さんも驚かれたそうです。

認知症の問題は、個人的とか家族的から、社会全体の問題として、対応していかなければいけない問題になってきています。家族の情報の公開が、地域全体で認知症への理解が進む第一歩、色々な機関が情報を共有できてこそ、高齢者の命が守れるとお話してくれました。

話の中で登録を増やしていくことは、とても大事なことで、さっきもケアマネージャーさんの連携とか、包括の連携などで、どんどん増えていく方向にあると言われましたが、1つは病院で認知症の検査をされた方なんかは、病院のお医者さんのほうからも、こういう仕組みがあるんだよというようなお話をさせていただくと、やはりなんていうのかな、権威のある人から言わせていただく、家族も納得して登録する人が、どんどん増えるんじゃないかというようなお話もされていました。

なかなかわしらが言ったんでは、そんなSOSネットワークにまだうちの婆ちゃんや爺ちゃんが、そんな必要はないわというようなお答えが多いようですが、やはり権威を持ったお医者さんとか、そういう方からのお話をされたり、進められたりすると、じゃあといってネットワークの登録が増えるんじゃないかというようなお話もお聞きしましたので、やはりそういう病院機関との連携もとってもらえたらと思います。

さっきもお話があったように、やはり見守り隊のネットワークは、どんどん増えているというのも、お聞きしております。郵便配達の方や宅急便の方、そういう他のいろんな配達業務の方なんかは、そういうSOSネットワークの黄色のシールのことを知ってもらっていて、気をつけているよというよう

なお話を、いろいろお聞きしておりますので、その点もこれからSOSネットワークのほうに生かしていってもらえたらと思います。

認知症のサポーター養成講座のほうも、私も受けさせてもらって、オレンジの輪っかをいただいたわけなんですけど、今、全国的にもっと子どもたちにも、高齢者の認知症のことをわかってもらって、温かく地域の高齢者の方を見守るという仕組みが増えていると思うんですけど、認知症サポーター養成講座なんかは、小学校、中学校への働きかけなんかとどうなっているのか、教えてください。

また、松阪ではなかなか徘徊している人、歩いている人に、知らない人に声をかけるというのは難しいというふうに言われています。私も傾聴ボランティアの講座を受けてこそ、いろんな人に「こんにちは」とか、色々お話ができるようになりましたけど、知らない方に突然声をかけるというのは、なかなか難しいことだと思います。

それに対しても、この松阪の三雲地区というところは、声かけの訓練というのを、何度か行われているんですけど、明和町ではそういうことを、まだされていないのか。これからすることを考えているのか、教えていただきたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 江議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。

**○長寿健康課長（菅野 由美）** それでは、認知症サポーター養成講座について、ご答弁させていただきます。

認知症サポーター養成講座は、平成20年度から実施しておりまして、受講者は平成28年度末で、1,490名となっております。平成28年度における講座回数は2回です。養成講座ではございませんが、各種団体からの依頼によりまして、認知症についての講話を、平成28年度は14回開催しております。

今年度は4月に本郷地区、5月に民生委員・児童委員協議会総会におきまして実施しておるところでございます。また、声かけ訓練につきましては、平成28年度松阪市が実施しました徘徊模擬訓練を、地域包括支援センターの



職員も受講し、体験をしております。地域包括支援センターが実施する養成講座等で、その時に学んだ声かけ対応、声をかける時は1人で後ろから声をかけない。相手に視線を合わせるなどについて説明をし、周知を図っているところがございます。

小学校におきましては、キッズサポーター養成講座を、平成22年10月、大淀小学校4年生を対象に実施しております。また、中学校では中学2年生が、毎年職場体験学習に取り組んでおりますが、介護施設をこの学習の場を選択した生徒さんは、高齢者と接することで、認知症を学び理解し、思いやりのある心を育むよい機会となっているとのことでございます。認知症をわかりやすく学ぶ方法として、認知症サポーター養成講座がありますので、この講座が小学校、中学校で開催できるよう、働きかけていきたいと考えております。

認知症サポーター養成講座を受講していただきますと、このようなオレンジリングをお渡ししております。このオレンジリングを付けてみえる方は、サポーター養成講座を受講した方でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

**○7番（江 京子）** やはり誰もが年をとっていきます。年をとっていきながら、認知症は自分の家、自分の親だけじゃない、自分もなっていくというような形で、もっともっと気楽に発信できるような環境づくりというのが大切だと思います。そのためにも、認知症の養成講座のサポーターのほうを、どんどん年齢的に問わず進めていってもらうのは、大切な地域づくりになると思いますので、これからの取り組みよろしく願いいたします。

それと、まだまだ徘徊SOSネットワーク松阪のことや、メール発信のことなんか、知らない人がたくさんいると思うんです。特に自治会なんかは、1年おきに自治会長さんが変わります。自治会長さん、うちの地域なんか、

もう本当に働いている方がすごく多いです。そういう方、自治会長さんが変わるたびに、やはりこれから地域を回ってもらうことがあると思うので、その時にはこのSOSネットワークやメール発信のことも、ことあるごとに発信して行ってほしいと思うんです。

もうこれ一遍したから、もう皆わかっているだろうというのは、とても無理で、わからない人のほうが、もっともっと多いというのを、わかってもらって、どんどんこの発信を続けて行ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、声かけの体験なんですけど、やはり災害や交通安全の指導と一緒に、何度も何度も繰り返して行わないと、なかなか難しいところがあると思いますので、その声かけの部分なんかも、挨拶運動なみに続けてやってほしいと思いますので、よろしく願いします。やはり体験された方にも、1回や2回では、なかなかできないと思う、継続してやっていきたいというお声が、新聞のほうにも載ってましたので、明和町でも声かけ体験、そうすると普通の挨拶運動にもつながっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。サービス付き高齢者向け住宅の利用状況について、お尋ねします。明和町での高齢者向け住宅の件数、利用状況、また利用者からのサービスについての相談件数はないでしょうか。

事業所からの運営報告、事故報告書には、明和町には出ているのでしょうか。救急車を要請した時の対応の仕方などは、どうなっているのか、お答えください。

以前、私の友だちの親で、離れたところの子どもなんですけども、救急車を呼んでもらったが、その付き添いというのは、サービスの中に入っていないからというので、民生委員さんにご苦勞をかけたというようなお話も伺っておりますけども、サービス付き高齢者向け住宅というのが、ちょっと理解もできていないので、その点も教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、サービス付き高齢者向け住宅について、ご答弁させていただきます。サービス付き高齢者向け住宅は、町内に8住宅あります。利用状況ですけれども、利用状況は平成29年5月末現在、8住宅合わせて入居者数246名、そのうち町内で住み替えをした人は、85名。町外からの転居者は161名です。町内の利用者の占める割合は、約34.6%、約60%以上の方が町外からの転居者でございます。

相談件数ですが、これは平成27年度に2件、平成28年度に1件ありました。相談内容は、入居者家族間における問題、ナースコールの取扱、サービス内容についてのご相談でした。

次に、事業所からの運営報告書、事故報告書は出ているのかと、その指導についてのご質問でございますが、サービス付き高齢者向け住宅の登録手続きは、県が行い、事業者の指導、監督も県が行います。

事故報告につきましては、介護が必要な入居者は、外部からの訪問介護、外部への通所介護等の居宅介護サービスを利用しております。そのサービス利用中に事故があった場合は、入居者が利用している介護保険サービスの事業所から保険者に事故報告が提出されることになります。

次に、救急車を要請した時の対応でございますが、サービス付き高齢者向け住宅は、必ず提供しなければならないサービスは、安否確認、生活相談、のみでございます。そのほかの食事、入浴、排泄の介助などの介護、医療、生活支援、買い物代行とか、病院への送り迎えですが、これらのサービス提供がされるかどうかや、連携方法につきましては、さまざまなタイプの住宅があり、それぞれの住宅により異なりますため、救急車を要請した時の対応は、住宅提供事業者の判断によります。

ご質問のありました救急車は呼んでくれたが、同行はサービス外と言われた方があったとのことでございますが、住宅事業者と交わされた契約書を確認していただきたいと思っております。

サービス付き高齢者向け住宅は、県の登録基準を満たさなければ登録できません。提供されるサービス内容などは、それぞれの住宅によって異なりますので、県が公開しています登録情報を閲覧し、住宅間での比較検討をされて、さらには事業者の説明を十分に受けて、自分のニーズにあった住宅を選んでいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） サービス付き高齢者住宅なんですけども、言ってみれば一般のアパートと同じような中に、見守り、生活の部分の相談という部分が入っているだけというふうな感覚で、捉えていくという。そのサービス付きの住宅それぞれでサービスは、また異なっていくということで、理解させてもらいました。

入る時に、どんなサービスがここにはあるのかというのは、その入る本人がきちんと確認してということだということも、わからしてもらいました。県に報告、県が指導しているということなんですけども、もし住宅で死亡された場合なんかの報告なんかは、明和町にはどんなふうに行われているのか、教えてください。

新聞のほうに1年半で、死亡147件、骨折1,337件というのが出ていましたので、これはどういうものなのかなというのが、わからない部分がありましたので、教えていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 先ほどのご質問でございますけれども、死亡事故と重大な事件に関しましては、保険者のほうに連絡がくるようになっております。保険者からまた県のほうにも、報告をさせていただいておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

**○7番（江 京子）** さっきの答弁にもありましたように、町内の人より町外の方が多ということで、なかなか把握するのも難しい部分があると思いますが、やはり高齢者の安心して住めるという部分を、連携して見守ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、配食サービスについてお尋ねします。

介護保険制度が導入されてから17年が経ちます。以前は民生児童委員の女性と、明和町食生活改善推進協議会のメンバーでお昼をつくり、男性民生委員さんと配っていました。その時にも、安否確認もしていました。私もそのメンバーで入っていました。

その時も体調を崩してうずくまっている高齢者の方を発見されたりして、大事にいたらなかったというの、何件かあったのを覚えています。今は業者に委託しての安否確認付き配食サービスになっていると思います。現在の利用人数と相談件数は、どのようになっていますか。

利用するにあたって、利用者との約束事の説明は、どのようにされているのか。また、利用者の負担についても、教えてください。

**○議長（辻井 成人）** 江議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。

**○長寿健康課長（菅野 由美）** 配食サービスの現状でございますけれども、民生委員さんや食生活改善推進協議会の皆さんによる配食サービスは、現在は実施されておりません。現在、町が実施しております配食サービスは、町が配食を行う事業者と契約をしまして、利用者が配食を行う事業者を選択する方法で実施しております。

この当町が行う配食サービスは、高齢者の低栄養状態を予防、改善することで、生活機能の維持向上につなげ、その結果、要介護状態や、疾病の重度化への移行予防につなげるために実施しております。

また、配食時に見守りを行い、安心・安全を確保し、さらに孤独感を解消

することも目的としておる事業でございます。

相談件数については、事業利用の要件を満たしている方には、登録をしていただき、サービス利用につなげております。平成29年5月31日現在の登録人数は168名でございます。

平成28年度における月平均の利用者数は44名、配食数は648食、1人あたり15食となっております。この配食サービスを利用するにあたっての利用者との約束事の説明でございますが、利用の要件を満たし、利用したいと希望された方には、誓約書に記載された内容をご理解いただいた上で、誓約書の提出をしていただいております。

その内容は事業実施要項の遵守、週5食以内、1日1食、原則、昼食手渡しとすること。個人情報事業実施機関へ提供することの同意。配食後は30分以内に食べ残し、食事の際の体調管理、アレルギーのある食物についての対処等の利用者責任、緊急時の安否確認、救助を目的とした場合の賠償責任。

キャンセル時における負担。災害、悪天候、交通事情、その他予期せぬ事故等の発生時の対応における承諾、不可抗力等における事故発生時の責任。資格要件がなくなった時の連絡などでございます。

利用者の負担でございますけれども、弁当代の定価から100円引いた額でございます。ただし生活保護の方につきましては、弁当代の定価から200円引いた額で実施しております。

町は、事業者に対して、1食につき弁当代に含まれている配達代100円と、見守り代として100円、合計200円を委託料として支払います。例えば500円のお弁当の場合は、本人負担400円、町負担200円、事業所は600円の収入となります。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

**○7番（江 京子）** やはり今、高齢者の低栄養化というのが、色々取り沙

汰されております。きちんとした食事を、やはり一人暮らしだと、なかなかとれないというので、この配食サービスが始まっていると思うのですが、見守りの部分も、とてもありがたいように思います。

ただ、利用になる方の要望が満たされて、配食サービスを受けている方でも、やはりまだ元気で自分でいろんなことを自立して、やっている方もみえるんです。やはり手渡しというのが原則なんですけど、ちょっとよそに行っておるから、ここに置いていってくださいというようなことがあって、ちょっとトラブった面もあるんですが、やはり原則手渡しというのを、きちんとされているというわけなんですね。

食事の負担にしても、なんか手渡しができなかったものだから、後から安否確認の部分はできなかったのといっって、町が負担している200円を、その個人の方に払ってくれというような連絡がきたというので、なんでやろというようなお話だったので、ちょっとこの点もお答え願えたらと思います。

**○議長（辻井 成人）** 江議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。

**○長寿健康課長（菅野 由美）** 先ほどの件でございますけれども、明和町と他市町の配食サービスの方法が違ってまいります。そのため伊勢市の配食サービス事業者さんでしたけれども、明和町と伊勢市の違いが理解していただけていなくて、契約書の内容を確認していただきまして、ご理解を求めて対応させていただきました。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

**○7番（江 京子）** なかなか高齢者の方だと、その説明をきちんとようお聞きしないという部分もありますので、丁寧にもたそういう質問が出たら、丁寧にお話してあげてほしいと思いますので、これからよろしく願いいたします。

次に、高齢者の免許についてお尋ねします。

高齢者ドライバーの事故防止のために、認知症機能検査を厳格化した改正道路交通法施行がありました。認知症の早期発見で、事故につながるのを防ぐ期待の一方、免許の取消となり、移動手段を失う高齢者が急増するというのは明らかです。特に2025年になりますと、団塊の世代の方が75歳を迎えます。そうした場合、この免許を返納するということが、ものすごくネックになっていくと思います。

私の家の回りでも、本当に高齢な方がたくさん運転されています。事故の防止に、事故がたくさん起こっているからといって、認知症の検査も厳しくするというふうになったのもわかるんですけど、これから今、だいたい75歳以上の運転免許を持ってみえる方が、どのくらいみえるのか。その男女差というのもお答え願えたらと思います。

その後の一番私が心配するのは、特に女性は結構まわりの人とお話したり、遊んだりというのをしてみえるんですが、男性の方は公民館講座を見てもわかるように、なかなか外に出てくる方が少ないです。そうした場合、高齢者の免許をなくしてしまった方への引きこもりの問題を、とても危惧しております。

そういうことが起こらないためにも、認知症にならない手立てというのを、どんなふうに町で考えてみえるのかというのも、お答えいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、人権生活環境康課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） まず私のほうから免許の関係と、あと認知症の関係は長寿健康課長のほうから、お答えさせていただきたいと思います。

まず明和町の、これ松阪警察署からのデータによりますけども、昨年12月末現在ではですね、免許を保有されている方は、75歳以上ではですね、人口約3,200人ほどが75歳以上の方がみえますんですけども、内1,418人ということで、43%の方が免許を保有されているということでございます。



あと男女の別というお話もございましたんですけども、ちょっと正確なデータ、ちょっと松阪警察のほうからいただいておりますもんで、ちょっとお答えしにくいんですけども、約半分ぐらいの方が、女性の方も同じように免許を取得されているということを思っております。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） ご質問の生活不安の窓口はどこですかという質問からお答えさせていただきます。介護保険や既存のサービスで対応できない方の生活での不安相談は、地域包括支援センターにご相談ください。全てが解決できるわけではございませんが、今ある福祉サービスや地域にある資源を利用して暮らしていけるよう、一緒に考えていきたいと思っております。

次に、高齢者向けの認知症対策でございますけれども、運転をやめても暮らせる環境づくりの構築、認知症にならないための対策が必要と考えております。4月から開始いたしました介護保険新総合事業では、認知症対策、運動機能の低下予防を目的といたしまして、特に脳トレ、筋力アップに力を入れた事業を計画いたしました。

要支援の方や、生活機能が低下傾向にある方には、10月開始の大人チャレンジ教室、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業といたしましては、4月から開始しております縁側お元気教室、10月開始の筋力能力アップ教室があります。これからのシニアライフを安全・安心に楽しんでいただくためにも、多くの高齢者の皆様の参加をお待ちしております。

また、認知症は早期診断、早期対応が重要であるため、地域包括支援センターでは、今年度中に認知症の人やその家族に早期に関わる、認知症初期集中支援チーム、認知症地域推進員の配置や、認知症の人が地域で安心して暮らせるために、必要な医療や福祉の連携を一目でわかるように示す、認知症ケアパスの作成に向け取り組んでおるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

**○7番（江 京子）** 高齢者の方の免許の返納というのも、なかなか決断してもらうには難しいところもあると思います。今、車に乗ってみえる方は、それこそ福祉サービスを受けていない方が、たぶん多いと思います。地域包括支援センターの存在も知らない可能性もありますので、認知症の判定された方に対してのケアというのを、しっかりしてほしいと思います。

本当に車に乗れるお爺さんや、お婆さんは家族にとって、本当にありがたい存在なんです。免許返納後、引きこもりがとても心配ですし、高齢者の方からは歩くのはしんどいで歩けないけど、車なら乗れると。車に乗れたら買い物も行けるし、重い荷物はやっぱり車でないと運べないというような意見をよく聞きます。

ましてや明和町は農業の町です。農業をやってみえる方は、本当に高齢な方が多いです。農業に従事している方から、軽トラの乗れる免許をとってしまう。耕運機に乗れるためにも、免許が必要ですので、そういう免許をとってしまうというのは、自分が家族のために役に立っていると思うからこそ、これからなんかしよう、誰かのためになろうと思う気持ちが湧いてくるわけで、なかなか免許を返納した後に、どうしたらいいかというのが考えられない方も多いと思います。

新聞にもありましたが、高齢者の足の再構築をということで、やはり免許をなくしてしまうということは、お医者にもなかなか行くのが不便、自分がちょっと遊びに行くのには不便、色々脳トレとか筋力トレとかあるんですけど、そこに出向くのにも、どうやっていいのかわからないというのがあると思うのです。

病院に行くのにしても、全てお婆ちゃんを乗せて走っているお爺ちゃんも多く見かけられますので、その点、これから明和町として、町民バスを3台に増やしたけど、なかなか乗ってくれる方が、多くならないという中を、もっと高齢者の免許を返納した方に、うまく利用してもらえるような、高齢者

の車の代わりになるような方法を、町でどんなふうに考えていくのか。

これから自分たちのことでもありますので、町長として、どういうふうにお考えになっているのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 高齢者の社会移動の手段をですね、考えていくということについては、特に今まで議会の中でも、皆さん方にも申し上げておりましたけれども、町として今できることは、町民バスの利用ということであります。

従いまして、免許返納をされた方、これは75歳以下の方で、免許を返納された方については、当然、町民バスの利用料100円、ワンコインということで、今やっておりますが、これを無料にさせていただきましたので、どうぞ町民バスを利用していただきたいと。

それで、75歳以上の方については、免許の返納とか、あるいはそういうことに関わらず、今回4月から全員に無料ということにさせていただきました。ただですね、4月から始まったばかりでありますので、免許を返納した方がですね、どれだけ利用されているのかどうか。そういったことについての調査等はしておりませんが、町民バス全体として、利用者数が現在減少しているということでもあります。

我々としてはバスを1台増やし、なるべく町内をうまく循環できるようにと、ルートも見直した中で体制を整えたつもりでおったんですけども、逆に利用者の数が、これは全体として減ってきているということでもありますので、我々としてはもう少し時間をいただいて、その町民の方の利用の方法をですね、巡回バスに限らずですね、色々な方法を考えていかなければならんのかなということでもありますので、今日、今、明確なこうやっていきますという答えは出せませんが、暫く時間をいただく中でですね、町民の皆さんの、特に高齢者の皆さんの移動手段、これをですね、具体的に考えていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 2025年に向かって、どんどん免許の返納は増えていくと思います。そうした中で、この高齢者の方の生活の足というのを、しっかり町として考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

新しい情報で、広がる介護コンビニというのを、新聞で見ました。明和町にもいくつかコンビニがあるんですけども、やはりコンビニって、老人車を押していけるような距離にあるところがあります。その中での相談窓口やサロンの併設というのが載っていました。

また、明和町でもそういうコンビニができる際には、何らかの情報を、こういう介護コンビニみたいなのを、できるかなというようなお話もしていってほしいと思います。やはり皆が集まって、おしゃべりをして、何かをするというのが、やっぱり認知症予防の一番だと思います。それもやっぱり楽しくできないと進まないと思いますので、その点も明和町の取り組みとして、やっていってほしいと思います。

最後に、皆、最後には人間は亡くなっていきます。でも、本当にどんな亡くなり方をしたいというのは、本人と家族で、やっぱり違うと思います。人として尊厳を守ってこそそのゆとりも大切な命と向かい合うことだと思っております。ありがとうございます。亡くなられるような命の守り方を、今後も私たちが努力し、町としても努力していってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

6番 松本 忍 議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、「安心して暮らせるまちづくりについて」の1点であります。

松本忍議員、登壇願います。

**○6番（松本 忍）** 議長から登壇のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、安心して暮らせるまちづくりをテーマに、気になっている箇所について、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず溜池の耐震調査について、お伺いします。町内には過去から農業用の溜池として、利用されてきた池が9箇所あります。今まで溜池の調査検討はされていると思いますが、新しくなった斎宮調整池以外8つの溜池では、今、想定されている大地震がくれば、堤防が壊れ、土石流が下流の集落に襲いかかるのではないかと、非常に心配でございます。

現時点までの調査でわかっていること。また、これからの計画について、教えてください。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

**○町長（中井 幸充）** 溜池についてのご質問をいただきました。この件につきましてはですね、平成26年6月の委員会、あるいは全員協議会におきましても、報告をさせていただいておりますが、東日本大震災これを受けてですね、平成25年度から27年にかけて行いました震災対策事業の溜池一斉点検業務、明和町におきましては、8箇所の溜池について、実施をいたしたところであります。

調査方法につきましてはですね、現地において目視による堤体や、取水、排水施設の破損状況、またクラックや漏水の有無の確認、そういった簡易な調査なものであったというふうに聞いております。この調査はですね、先ほども申し上げましたが、東北大震災を機に行われたもので、溜池の状態が著しく悪いとか、あるいは緊急・応急的に改修が必要となる、そういう溜池が

あるかないか、そういう有無をチェックしたものでございます。

明和町におきましては、上村池、失礼、鞍迫間池、だんどく池、西岡池、新池といったところが、その時に改修の必要ではなしに、改修する検討が必要かなというような診断が出されているということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

○6番（松本 忍） これ4つの池、鞍迫間池、これは蓑村ですよ。だんどく池、本郷。西岡池が妻ヶ広。新池、新茶屋と、だからみな明星地区ばっかの池になってしまっているんですけども、これにつきまして、今回ですね、耐震等の調査、4つの池で行われるんですか。お願いします。

○議長（辻井 成人） 松本議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼いたします。この件につきまして、先ほど町長からも申し上げましたとおり、8箇所の溜池のうち4箇所が、改修の検討が必要と、議員申されましたように、その4箇所は明星地区になっております。

この溜池に関しましては、町が直接管理する池でないことから、溜池の施設管理者に対しまして、点検の結果、資料の提供と合わせ、今後も定期的な点検と監視を行うよう、申し入れを行っております。

この一斉点検におかれましては、先ほど町長も申し上げましたとおり、国の補助事業において、平成25年度から27年度にかけて、全国で行われまして、農水省が昨年8月末に、点検結果を公表いたしました。一斉点検を踏まえた今後の対応として、農村地域防災・減災事業、この事業を活用いたしまして、こういった検討が必要のある箇所の詳細調査及び耐震診断を実施いたしまして、必要な対策を講じるよう全国の自治体に通知をされております。

これを受け当町においても、今年2月、三重県施設管理者その他関係団体

と協議を行い、来年度に事業が実施できるよう、事業要望の準備を進めているところでございます。なお、今後の予定といたしまして、来年、平成30年に詳細調査及び耐震診断、またその後、その結果を踏まえて、改修の計画を立て、議会の皆様をはじめ施設管理者及び所有者、地元住民の皆様へ報告と説明を進めていくよう考えております。

よろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** そうすると調査して、計画を立て、そして直さなあかんどころは直してという修繕工事等も入っているんですか。お願いします。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（高橋 浩司）** 少し言葉足らずで申し訳ございません。

この4つの溜池に関しまして、まず詳細調査を行います。その詳細調査において、必要な箇所において耐震診断がなされます。それらを総合的に勘案いたしまして、この池が改修を必要とするかどうかの判定をいたしまして、その判定に基づいて改修計画を立て、工事にいく、そういった流れになります。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** ありがとうございます。それを聞いて安心しました。

それとですね、1点ちょっと気になっているのですが、妻ヶ広の裏の西岡池でございますけども、西岡池ですね、一企業の持ち物でありまして、そこが今現在、後ろのほうソーラー発電の開発をしまして、一応溜池をもって、もう1つ調整池機能をつくっていくのに、今、改修工事をしようとし

ているんですよ。

それにつきましても、改修工事が終わってから、企業の持ち物になって、溜池と調整池の2つの機能を持ってやると。それにつきましても、耐震調査のほうはやっていただけるのですか、お願いします。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（高橋 浩司）** その件に関しまして、おそらく西岡池が中心になるかと思えます。これに関しまして、事業者、地元自治会との協議において、堤体や用水ばきなどの改修の計画をされていると理解、認識しております。

また、その資料においては、まち整備のほうで持っていておりますので、その確認もさせてもらっております。それはそれといたしまして、その計画も踏まえつつ、町は町として、国の基準である詳細調査、耐震計画、それらは町は町の責任において、進めてまいる考えでおりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** ありがとうございます。安心しました。

それではですね、耐震の診断をして、それで何ともしなければそれでいいんですけども、それが改修等が必要な箇所につきましても、適正な水位を保って、調整を行っていただくよう、各管理主体と密に連絡を取り合って、していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

次に、現在、大仏山付近、南部丘陵地付近で出没しているイノシシにつきましても、お伺いします。

まずイノシシは個体数は、増減しているのか。また、罠の仕掛け数、被害の状況、仕掛けの免許取得状況等を教えてください。



○議長（辻井 成人） 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼いたします。

松本議員よりイノシシ対策についてのご質問をいただきました。町内でのイノシシの生息数につきましては、捕獲を委託しております三重県猟友会明和町支部に問い合わせをしたところ、大仏山付近で20頭、南部丘陵地で約20頭、合わせて約40頭が生息しているものと推測されます。

罠の設置につきましては、狩猟の免許が必要なため、猟友会明和町支部に委託しており、現在、檻わなを大仏山エリアに5基、南部丘陵地エリアに4基、計9基を設置しております。

なお、昨年度におきましては、大仏山で13頭、南部丘陵地エリアで2頭、計15頭の捕獲をしております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

○6番（松本 忍） すいません。思ったよりイノシシって少ないんですね。

もっと居るのかと思いましたが、これ罠の仕掛け数が9つ、それで今、免許の保有者は何名ぐらいか、ちょっとお聞きしたのですが、お願いします。

○議長（辻井 成人） 松本井議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 回答に漏れがございまして、すいません。

猟友会明和町支部に所属する保有者が7名、猟友会に属さない個人で保有されている方が2名、合わせて9名でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

○6番（松本 忍） 猟友会の方7名で、一般の方2名で、9名の方で今の

ところ、仕掛け罠で駆除していただいておりますような状況ですかね。人数的にですね、思ったより少ないと思いますので、どうしても仕掛けをできる人はもうちょっと増やしていかなあかんのではないかと思います。おそらく何歳ぐらいの人かわかりませんが、年々と高齢化していくものでありまして、ちなみに先週、委員会研修に行った東栄町でもですね、仕掛けをとるのに費用の半額程度を補助しておるといような話を聞きました。

人を増やしていくのであれば、やっぱり資格取得のですね、補助をいくらかは出したほうがいいんじゃないかと思いますけど、どうでしょうか。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（高橋 浩司）** ご指摘の免許取得に対する補助につきましては、現在、県内7市町で実施されておると理解しております。これらの市町では捕獲頭数が格段に多く、被害額も甚大でありまして、被害軽減を図るため、補助制度を設けられているものと考えられます。

当町では、イノシシの生息数が約40頭と推測され、捕獲者が不足することは、当面の間はないと考えております。しかしながら、生息数の増加予測と資格保有者の方々の高齢化が進んでいることも否めず、今後の担い手不足が危惧されているのも、事実でございます。

よって、今後それらに備えるため、町といたしまして、独自の補助ができるよう前向きに検討していくよう考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** ありがとうございます。

それでは、その検討をよろしくお願いいたします。

次にですね、もう1つ提案なんですけど、駆除に対してですね、報償金を払ってはどうでしょうか。これもまた東栄町でございますが、1頭あたり、

これは明和町にないんですけども、サルで3万円。シカ、イノシシ、1万円の補助を出してみえました。近辺でいきますと、多気町で2万円、大台町で1万円の補助を出してみえます。

報償金をだせば狩猟していく皆さんのモチベーションも上がると思いますので、その件につきましては、どうでしょうか。

○議長（辻井 成人） 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼いたします。

この駆除に対する上乘せというか、ほとんどの市町が猟友会に委託されていることと思います。その委託料とは別に、捕獲駆除について、上乘せされている、そういういわゆる捕獲実績に応じて、報償金を支払うという制度を設けている市町、それらは議員先ほどおっしゃられたように、イノシシのほかシカであるとか、サルであるとか、被害も多発しておりまして、その数、100から1,000頭単位にのぼると聞いております。

基本となる委託費だけでは、費用が高んでしまい、委託費の不足が生じることから、掛かり増しの経費で補てんと、捕獲者のモチベーションの維持のため、報償金制度が設けているものと考えております。

当町におきましては、生息数では捕獲にあたり、費用面で大きな不足が生じていることもなく、委託費は適正な範囲と、現時点では考えております。ただ、捕獲者に心理面、費用面、過度の負担がかからないよう配慮しつつ、より効果的な捕獲につながるよう、加算方式の導入は今後の課題として考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

○6番（松本 忍） すいません。検討をよろしくお願いいたします。

もう1点、ちょっとそれから提案させてください。農地の被害もですね、年々各地域、明星地区、斎宮地区、増えていると思います。それでこれも近

辺の町なんですけども、多気町、大台町でもかかった費用の2分の1、そして、上限2万5,000円なんですけども、補助を行っています。

明和町でもこの補助については、どうお考えでしょうか。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（高橋 浩司）** ちょっと繰り返しになることもあるかと思いますが、ご容赦願います。

被害状況、明和町内におきましては、明確な部分といたしましては、農業共済の共済金支払対象となったもの、大仏山付近9筆、55アールの作付けに、種苗米への被害が発生しております。被害額は種苗米のため、主食用米の10分の1程度となり、約6万円となっております。

それ以外にも、被害を受けたことにより、耕作を諦められた自家消費用の共済対象となっていないケースを考えられます。そういうようなものも含めますと、実際の被害額はもう少し大きくなるものとは考えております。

また、それに対する例えば防護柵の設置補助、それらに関しましては、県内21市町で行われております。対象となる資材や補助率に関しましては、市町によりさまざまですが、一定の自己負担のもと、助成が行われております。

防護柵の設置に関しましては、自己防衛として有効な手段ではございますが、圃場を囲む形で設置するため、被害が近隣の圃場へ移ってしまうという弊害というか、そういった側面もあり、地域ぐるみで取り組まないと、被害の軽減にはなかなかつながらないという、そういったことも他の市町から聞いておるところでございます。

よって、慎重に検討する必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員、ちょっとよろしいですか。

ちょっと皆さんにお諮りしたいのですわ。

ちょっと暫時休憩をしたいのですが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) よろしいですか。すいません。

(午後 2時 20分)

---

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 27分)

---

○議長(辻井 成人) 松本議員、大変失礼しました。

それでは、松本議員、よろしくお願いいたします。

○6番(松本 忍) それでは、先ほどの件につきまして、適正な状況を見守りながら、何か将来的にでもですね、必要があれば対応のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次に幹線排水路の管理について、お伺ひします。

平成17年に5つの改良区が合併し、明和土地改良区が設立されました。各地区の圃場整備でつくられた幹線排水路、準幹線排水路の管理主体は、今現在どのようになっているのでしょうか。また、各水路とも作られてから、年数が経ち老朽化が目立っております。犬走り等も土が溜まり、なくなっているところが多くあると思ひます。

各関連する自治会が出合い等により、除草の日常管理、堆積した土砂の撤去を行っていると思ひますが、参加者も高齢化しており、草刈り機等を使用できる人も少なくなっています。小段がないと作業は危険になり、また通水断面も小さくなり、近年、ゲリラ豪雨などで、雨の降る勢いが強くなる中、排水の妨げになっていると思ひます。

現在一番昔につくられました、下御糸のえびす川では、農業基盤整備促進事業により改良されていますが、その他の幹線排水路施設の老朽化により、将来改修が必要に迫られてくると思います。今の管理は改良区になっています。改良区イコール受益者農家、町民になっています。幹線排水路のような農業排水以外のあらゆる排水を担っている排水路は、町の直轄管理にし、維持管理計画を立てたほうがいいのではないかと思います。以上について、答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼いたします。

松本議員より幹線排水路につきまして、ご質問をいただきました。

まず、現在、町が改良と修繕を担っております、いわゆる幹線排水路につきましては、現在の明和土地改良区に合併する前の5地区の旧土地改良区で構成されておりました、土地改良区連絡協議会と明和町の協議を経て、昭和63年2月に、幹線排水路は各改良区から1路線といたしまして、路線及び延長が指定なされております。

また、流域等による町管理に関しましては、特段の考えはなく、連絡協議会また町との多角的な検討を、指定された経緯を踏まえ、現在に至っております。

現在、5本の幹線排水路をそれぞれの路線で、その時その状況に応じて、改良区と協議しながら事業の実施を図ってまいりました。なお、現在、下御糸地区の中村におきましては、国のほうの補助事業により継続的に整備を進めております。

ご指摘の中村地区での改良につきましては、下流域の川尻エリアの法面の崩壊や、柵板の損傷が発生したため、その主たる原因は潮の満ち引きによる水路の本体や法面への負荷、それと浸食が原因とされまして、地元自治会及び明和土地改良区から要望を受け、平成18年度より排水路の改修を進めてきております。

改修内容に関しましては、底張りコンクリート、犬走りコンクリート、法面ブロックによる工事を実施しております。他の路線におきましては、改良区との覚書に基づき、他の地区と同様に、底張りコンクリートを計画的に進めるように努めてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、ご指摘の農業用排水路から、準用河川や一般河川に変更してはどうかとの件に関しましては、準用河川、一般河川の指定にはさまざまな課題等が多くあり、この件につきましては、将来的なことを見据え、整備や管理手法、有効性について、明和土地改良区や役場、担当のまち整備課などの関係者と協議を重ねてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** 今、各改良区1路線は、町が直轄管理していただいて、浚渫なり、底打ちをしていただいておりますということで、よろしいんですね。

各改良区、5地区で1路線ということですね、特に明星で言わせていただきますと、明星は直ぐ幹線排水路の根元から、幹線と準幹線と2つに、大きな排水路は分かれているんですね。明星の方へいっておると、新茶屋の方へいっておると。

それですね、やっぱり各1路線、各改良区1路線というよりも、まず受益、流域に合わせて、何ヘクタールか、流域が何ヘクタール以上ある、ここまですべては幹線排水路として、町が管理していくというような考えに変えていただきたいと思いますと思うんですけど、どうでしょうか。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

**○農水商工課長（高橋 浩司）** 失礼いたします。

議員ご提案の流域面積による準幹線を、幹線排水路と位置づける考えはどうかというお尋ねですが、先ほども申し上げましたとおり、昭和63年2月に

指定されました、その当時から30年以上の経過があります。

現在、この時点で流域面積等による幹線、準幹線のその取扱に関して、私の口から軽々に論じることは、発することは差し控えたいと存じますが、それらに関しましても、日常の維持管理、また浚渫等、改良区と今後も協議していく中で、よい方法を考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** 改良区と協定を結んでから、もう30年も経ちますので、これからですね、徐々に管理していく、住民もですね、本当に最初に言いましたけど、出合い等も中へ入って、準幹線とか、何mもある水路のですね、底をですね、スコップで取って土砂を上げとる。そういうのが、あまりひどいところは改良区にお願いしたりするのですけども、そういう作業もやっていますので、是非ですね、改良区と協議を行い、やっぱりある程度のサイズの排水路までは町の管理にお願いしたいと思います。

改良区とよく協議を行っていただきまして、その旨、再協定というふうにもっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望です、よろしくお願いいたします。

それでは、幹線排水路につきまして、もう1点お聞きします。伊勢市と明和町の境を流れる大堀川の上流部と、明星県圃の幹線排水路の最下流部、約100mの間なんですけども、県の管理か町の管理か全然わからなくですね、堆積土が今たまっておりまして、せっかく町のほうで、幹線排水路のほうを浚渫をしていただいても、その影響で直ぐにたまってしまわないかと懸念されています。

そこはですね、一体どこの管理になっているんでしょうか、お伺いします。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。



**○農水商工課長（高橋 浩司）** 失礼いたします。

明星地区の大堀川から幹線排水路までの区間の管理、100mから200m程度の区間かと思われませんが、ご質問のいただきました箇所につきましては、昭和57年から平成13年にかけて実施されました、県営ほ場事業の明星工区で整備された排水路でございます。

通常は事業完了時に、三重県から明和町に財産譲渡及び移管がなされるものですが、手続きの漏れが、昨年度に発覚、確認されました。そのため今年3月末日付けで、三重県と明和町の間で、譲渡契約を締結しております。この契約に基づき明和町に権利譲渡されるものですが、議員のご指摘のとおり、現場の状況が土砂の堆積やごみ、草木が生い茂るなど、劣悪な状況であったため、三重県に対しまして、町が譲渡を受ける条件といたしまして、排水路周辺の草刈り、清掃及び浚渫を実施することと条件を付けております。

予定といたしまして、草刈りやごみの撤去に関しましては、28年度末に完了しております。今後の浚渫に関しましては、予定といたしまして、雨の少ない渇水期の冬場になるかと思われませんが、今年度中に全てを実施することになっておりますので、よろしく願いいたします。失礼します。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** もうそこまで進んでいただいているので、ありがとうございます。今年度、浚渫をして、それから後の管理は町でしていただくということで、よろしいんですね。よろしく願いします。

それでは、次の質問に変わります。

次に多くの皆様が懸念している空き家について、お伺いします。まず空き家については、昨年から調査を行っていますが、現在どこまで進んでいるのでしょうか。調査状況について、わかることを教えてください。

また、空き家対策協議会は今年4月に発足し、空き家等の対策計画をつく

られている最中だと思いますが、いつを目標にされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（辻井 成人） 松本議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 空き家対策につきまして、お答えさせていただきます。

27年度に調査を行いましたのですが、まず平成23年度にですね、一定の期間を継続して居住していない状態におかれている建築物を対象にですね、空き家等の実態調査を行っております。その調査結果は、全町で254件の空き家が存在するというものでございました。

平成27年度に再度、空き家等の実態調査を実施いたしまして、合わせて空き家等の所有者等に関する調査を行いましたのですが、平成28年3月にですね、その調査結果を報告書といたしまして、とりまとめました。

調査の結果では、空き家の棟数は自治会から報告がありましたのが、全町で321件でございましたけれども、調査時にはですね、既に取壊済みとか、売却済みの対象外が35件ございましたので、それを除きまして、286件が空き家と判断をされて、前回の23年度からですね、32件、13%ほど増加している結果でございました。以上の調査結果でございます。

協議会の関係でございますけれども、本年1月にですね、空き家等対策協議会を立ち上げまして、空き家の対策についてですね、協議会の皆さんと一緒にですね、空き家対策について、検討を進めていくことにしております。

その中で対策計画というのも、今後、検討していくことにしておりますのですが、計画目標ということでございますけれども、一応、対策のですね、実現には今後の空き家等の対策とともにですね、地域の課題としてですね、取り組んでいく必要がございますので、総合的に対応していく必要があるということからですね、一応、期間としては10年間としたいと考えております。ただ、社会情勢の変化等も考えられることからですね、必要に応じて、概ね5年程度です、見直しももっていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** すいません。

現在ですね、空き家のほうが286件あって、そのちょっと内訳につきましては、危険な建物、もう住めない、そして直ぐに取り壊さんと周辺に悪影響を及ぼす分類とですね、これから誰かに貸したり売ったり、活用できる空き家とあると思うのですけども、それについての内訳をわかれば教えてください。

それとですね、あと10年かけてということ、途中で見直すということをお願いしたんですけども、今ですね、空き家につきましては、全国でですね、空き家対策の対策計画をつくって、それを元にですね、国からの補助をいただいて、何らかの事業をしているんですよ。

それというのは、その対策を完成させなければ受けられないんじゃないですか。ちょっとお聞きします。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

**○人権生活環境課長（中世古 和也）** まず調査結果の内訳、状態の内訳ということでございますけども、今回、実施いたしました調査ではですね、空き家の中まで入っていくことはできませんもんですから、外観、道路からの外観による目視という状態での調査になりますけども、管理状態がよいものについてはですね、76件ほど、比較的管理状態がよくてですね、小さな修繕でよいものについて、64件で、合計しますと140件ほどがですね、比較的良質な一応空き家というような、目視による判定でございますけども、そういう判定でございます。

老朽化で著しいものについては、約30件ほどあったという結果でございます。あと、国の補助を受けて、他の市町村では対策を実施されておるとい

話もございましたのですけども、一応国のほうでも、補助を受けてですね、実際に他の日本全国の市町村の一部では、既に対策計画を策定してですね、その対策計画に基づいて、国の補助メニューを受けながら、実際に取り壊しをされているところもございます。

そこら辺の事業の前提としては、対策計画を策定されていることが、前提となっております。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** これからはですね、空き家対策ですね、国のお金をいただいて、やっていこうと思ったら、計画を完成させなもらえやんのやったら、1日でも早くですね、完成をしていただきたいと思いますので、これは要望としておきます、よろしくをお願いします。よろしくをお願いします。

それで、1つですね、ちょっと提案をしたいのですけども、空き家の利用方法の1つですけども、明和町と包括連携協定を結んでいる皇學館大学がありますよね。その学生たちの居宅としての利用はどうでしょうか。クラブの寮形式、シェアハウス式、アパート方式等、色々と考えられますけども、明星駅、齋宮駅がありまして、利用は見込めるのではないかと思います。

齋宮、明星から宇治山田の定期代が、だいたい月5,000円ぐらいなんですわ。ですから、5,000円ぐらいの補助を、交通費を見てあげたら十分可能ではないかと思いますが、どうでしょうか。町長の一遍お考えをお願いします。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、町長。

**○町長（中井 幸充）** 空き家の利活用ということでの1つのご提案というふうに受け止めさせていただきたいと思います。

皇學館大学のいわば学生寮みたいな形で、利用してはどうかというようなご提案だったと思うのですが、今、課長も申し上げましたようにですね、貸

してもいいとかいうような意向調査は、一応させてはいただきましたけれども、実際にですね、貸し借りになると、いろんな問題が実は生じてきます。

この空き家対策の対策委員会でもですね、色々協議していかなければならないと思いますのは、まず1つはその住宅そのものが耐震で、ちゃんとされておるかどうかとかですね、一番のネックになるのが、例えば仏さんが、まだ家の中にあると。

そういった仏さんがあるお家まで貸してくれるのかどうかとですね、色々な諸条件がございますので、我々としてはその対策委員会の中で、そういったところも整理をしながら、特に賃貸借の問題で、後々いろんな問題を起こさないようにですね、そこら辺のところも、ちゃんと踏まえた上でですね、利活用について、考えていきたいと、そのように思いますので、先ほど提案いただきました皇學館大学、あるいはいろんなところのですね、例えば三重大学ともそういった提携も結んでおりますので、大学側から要請があればですね、それはきちっと受け止めて考えていかなきゃならんとは思いますが、まずは我々自身の条件整備をですね、きちっと整えていきたいというふうに思いますので、松本議員のご提案ということで、今日のところは受け止めさせていただきます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** 若い大学生がですね、地域に住んでいただければ、地域も活性化しますし、地域行事への参加、そしてまた今、苦勞しています、不足している消防団員の参加もしていただけたらと思います。色々考えて、またよろしく前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、最後にですね、車に乗らない方の貴重な足となっています、町民バスについて、質問させていただきます。先週の全員協議会で、色々ど

一タをいただきまして、見てみたのですが、本当に平成25年に時刻改正をしてから、26年になって減っておると。

それから、28年になって、次にして減っておると。これは28年にして、どういうふうなところを、主観的に変えて、バスの時刻表を作ったのか、まずそれをちょっとお聞かせください。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

**○人権生活環境課長（世古口 和也）** 一応28年10月から改定に向けてですね、27年度一昨年でございます、その前年でございます。27年度にアンケートを実施いたしました。

一応そのアンケートの概要といたしましてはですね、アンケート用紙と回収箱を公共施設やコミセン、あるいは済生会の明和病院、町内の病院等ですね、町内18箇所を設置いたしまして、町民バスの利用者も含めて、アンケートに答えていただく形で実施いたしました。

その中で目的地までの所要時間が長いとかですね、買い物に便利なように、スーパーや病院を回ってほしいとか、本数を増やしてほしいなどのですね、ご意見をいただきまして、それを基に路線やダイヤを大々的に見直しをさせていただきまして、あと大淀地区からの要望がございました、伊勢市のおかげバスの大淀地区への乗り入れとですね、おかげバスと町民バスとの連絡も図りながらですね、この平成28年10月にですね、見直しを実施して、現在の路線ダイヤにさせていただいたという内容でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** これちょっと私の考えておることなんですが、今の町民バスの時刻表ですけども、今まで役場を中継点、中心にずっと循環とかですね、考えてやってみえますよね。そうすると、話をちょっと聞いたのは、役場で乗り換えるのを待っておらなあかんとか、そういうことも聞いた

ことがあります。

それで、乗り換えるのがまず面倒だと、そういうのがありますので、1つ私の考えついた、良いか悪いかわかりませんが、北側に中村の国道に商用施設ございますわね。南部につきましては、有爾中の藁村の県道沿いの商用施設、やっぱり目的としては、私も知れた人数に聞いておるだけなんですけども、やっぱり買い物が一番大事だと。買い物に行きたい。買い物に行きたいんやったら、やっぱり中村のほうに行くか、有爾中のほうへ行くか、どちらかと。

それに対して、待ち時間があると。目的地を乗り換えていくには、待ち時間があるということやったら、そんなんやったら、商業施設やったら、時間潰しもできると、1時間あるところで買い物しておったら、その部分、時間も経っていくということもあると思うんですわ。

そやったら、あの役場にこだわらんと商用施設、北と南の商用施設のほうから、ラインを結んで色々と工夫というのも、1つできるんじゃないかなと思ってるんです。これはあくまで私の考えですから、それができる、できやんともわかりません。1つ参考にしていただきたいと思います。

もう1点ですね、今、先週もらったデータの中からですね、やはり今のバスは29人乗りですかね、マイクロバス。だいたいもうちょっと小さくして、半分ぐらいでいいんじゃないかなと思いますけども、それってバスを小さくするということはできないんですか、お伺いします。

**○議長（辻井 成人）** 松本議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

**○人権生活環境課長（世古口 和也）** まず中村の商業施設、あるいは有爾中の店舗を中心というお話でございますけども、これは1つの今後ですね、色々もう一度7月ぐらいにですね、アンケートをまたさせていただこうかと考えております。

その中で、今の状況を踏まえて、一部ですね、データ、委員会等にもお示しさせていただきましたんですけども、利用数が少ないバス停とかですね、

そういったことからですね、そこら辺の検討も含めてですね、一部路線の見直しも含めてですね、もう一度検討をする機会もさせていただきたいなと思っております。

今、松本議員さんが言われましたことも、1つ参考にもさせていただいて、そのバスのダイヤとか、そこら辺でうまくいくのかどうかというのを、ちょっとまだわかりませんが、参考に考えてさせていただきたいと思っております。

ただ役場で乗り換えという、今のダイヤにつきましては、これまでがスタートして、最初のバス停からは終点までの時間が2時間、全部乗っておると2時間ぐらいかかったという部分がございます、それをですね、最初のマーケットでは所要時間が長いというご意見が、アンケートの中で多数ございまして、それを概ねですね、バス停からバス停、乗られても長くて1時間ぐらいになるように、設定をさせていただいて、そういう形で御糸なり大淀なり、明星、斎宮地域を回るバスの路線にさせていただいて、その仮に斎宮からイオンへ行きたいような場合は、役場で乗り換えていただいて、そのようなダイヤも組ませていただいて、乗り換えでシャトル、イオンのシャトルバスに乗り換えるようなケースもあろうかと思いますが、役場を乗り換えポイントに設定させていただいて、路線を回していただいたというような状況でございまして、ただその乗り換えに、待っているというようなご意見というように聞かせていただきましたので、そこら辺も考慮させていただきたいと思っております。

あと小型バスにというお話でございますけども、確かに小型バスにしますと、一応経費的にはですね、減価償却費の部分で、経費は削減、若干ですけども、削減はできますので、一応乗車率の低い路線ではですね、小型化も検討する余地もあるのかと思っております。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。



再質問はございませんか。

松本議員。

**○6番（松本 忍）** 色々路線を決めるのは、本当に難しいことだと思います。アンケートもですね、全員聞くわけにはいきませんので、誰からアンケートをとるかによって、随分と変わってくると思いますけど、私の言った意見も、今回は多少取り入れていただいていますね、ダイヤのほうを組んでいただきたいと思います。

それから、車を大型のバスから、現在のマイクロバスからですね、小型バス、それに変わるについては、今、3台、それを1台将来的には増やしていくということも考えてですね、今の人数、今ですね、2万1,000人から2,000人ですね、28年度は。それがですね、5万人の利用している皆さんが増えたらですね、多少1台増やして人件費のほうは、ちょっと上がるかもわかりませんが、利用がそれぐらい増えたらいいと思いますので、また、交通安全上もですね、細かいほうが安全な運転ができますし、そして、小回りもきますので、今まで行けなかったところでも、効果的に行けると思います。

色々と考えて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（辻井 成人）** 以上で、松本忍議員の一般質問を終わります。

---

**○議長（辻井 成人）** お諮りします。

議事整理のため暫時、休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（辻井 成人）** 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

右の時計で、10分、3時10分から始めさせていただきます。

(午後 2時 58分)

---

**○議長（辻井 成人）** 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 10分)

---

### 3番 中井啓悟議員

**○議長（辻井 成人）** 5番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「自治会について」、「ふるさと寄附について」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

**○3番（中井 啓悟）** 登壇の許可がおりましたので、事前通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、自治会の現状と今後について、現在、全国的に少子高齢化に伴う人口減少が進む中で、自治会への加入率減、担い手不足がどの地域でも大きな課題となっています。

その背景として、マイカーの普及、SNSなどのツールの活用などで、隣人とのつきあいは不用と思われる方がおり、また実生活で日々の仕事に追われる中で、今、地域がどうなっているのかの情報も少なく、非農家の方を中心に、直接関係のあること以外は、関わりを避けたい。また、時間的な余裕もないという住民の姿もあるように思います。

その中で、地元コミュニティ組織という特徴を踏まえながらも、時代に応えられる組織に変わっていく時期にきているのではないかと思います。

先の深刻な大災害に見舞われた、都市でも、農漁村でも、自治会を主とした地元住民の助け合いや支え合いが、重要な役割を果たした事例が多くみられ、同じ地区で生活をする人々の気心しれた関係は、迅速な生活再建には、欠かせないものとなったこともあり、また子どもが被害者となる事件、事故の発生を未然に防ぐ一役を担える、自治会のあり方というのが、今、改めて注目されています。

明和町においては、現在、約90の自治会があり、多いところでは約600世帯といった、大きなところもあります。明和町における、それぞれ自治会の問題点として、世帯数の大小に関わらず、よく耳にするのが、ごみ、公園管理、出合いなどの作業、自治会要望の不透明性、自治会費またその他負担金など、加入・未加入が中心になるのは勿論ですが、農家、非農家によるものも大きな課題になっているのかと感じます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきます。

高齢化率の高い自治会では、自治会運営が成り立たないという声を聞きますが、明和町においての実態はいかがでしょうか。町として今後の自治会のあり方について、どのように考えているのか、お聞きいたします。

**○議長（辻井 成人）** 中井議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

**○町長（中井 幸充）** 町内の自治会のあり方について、ご質問をいただきました。

実態はですね、先ほどもちょっとお話がありましたように、明和町の自治会数は、現在94自治会がございます。ご指摘がありましたように、加入世帯数が最も多い自治会は、約610世帯、最も少ない自治会では10世帯というような状況になってきております。

ご指摘のように、昨今のライフスタイルの近代化、特に明和町の特徴としては、ご両親と同居せずに、新しいお家を建てられるとか、そういったよう

な形の中で、単独世帯や核家族世帯が増えているというのが実態でございます。

また、高齢化も進んできているという状況が、色々と各自治会の中で、顕著に現れてきているところであります。そういう中で、ご指摘いただきましたように、清掃のための出合いとかですね、祭りとか、色々な自治会行事に参加できる、自治会員数が少なくなっている。また、作業等の場合の人手不足、また、自治会の役員を担っていただける人たちが少なくなっているというような状況が、今、懸念をされているところであります。

特に、行政の立場から見ていると、開発された団地などはですね、開発当時に住民が入りまして、その後、住宅が増加していったわけでありまして、時間が経過することによって、高齢化が進むケースというのが、非常に見られます。

世帯が多い自治会は、現在は世代交代がうまくいってようには思いますが、これは将来において、現実的に高齢化が進むことが見込まれるわけでありまして、特に30歳から59歳の占める割合に比べまして、60歳以上の占める割合のほうが上回ってきているというのが、町内の宅地開発をされた団地で多く見られる現象となってきたところでございます。

こういった中で、将来の自治会運営、いわゆる自治会のあり方については、どのように考えていくかということになりますが、我々としましては、特に災害とか、あるいは地域の祭りとか、そういったものをやっていく、運営していくための、1つの一番肝心になりますのは、地域コミュニティ、そういったものですね、いわゆる場作りというか、そういったものをですね、我々としてはきちっと手当をしていかなければならないんじゃないかなと、そのように考えているところであります。

いろんなこれからの自治会運営について、議員がご指摘いただきましたような心配事というんですか、将来における課題、問題点が色々と提案されてくるというふうに思いますので、我々としては、現時点での的確な対処方法を

持ち合わせてはおりませんが、これからのそういった実態にあわせる中で、適切な自治会運営ができるようなサポートをしてまいりたいと、そのように思いますので、よろしくご理解を賜わりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 松阪市の事例なんですけども、明和町も多少かぶるところがあるのかなと思うんですけども、従来の自治会を単位とした連合自治会と、あとまた小学校区をエリアとした、まちづくり協議会というのが、松阪市にはありまして、それぞれの活動を進めているようで、夕刊紙に住民協活動の未来はといった、特集記事が掲載されておりました。

市に対して、津波避難タワーの整備の要望を出す、住民協議会もあれば、地域の夏祭りなどのイベント開催や、環境美化に取り組むなど、さまざまな活動が展開されておるようなんですけども、明和町では、松阪市のような大きな区域での協議会活動について、どのように評価されているのか。どのような思いを持っておられるのかというのを、ちょっとお聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 松阪市の住民協議会は、合併を行った、そういった中でですね、やっぱりその地域の、先ほど申し上げましたように、コミュニティをやはりきちっとしていかなければならないというようなことで、さまざまな地域での課題等に取り組むために、組織されたというふうに聞いております。

そういう中でですね、明和町に当てはめるとするならば、旧学校区、小学校区単位ですね、住民協議会組織というのが考えられるのかなというふうに思っております。

明和町でいけばですね、実は平成2年から3年に、コミセンをですね、立ち上げて、今日までいろんな運営をさせていただいておるわけですが、これをですね、もう少し拡大したような形なのかなというふうに受け止めて

おりますので、今後、明和町がですね、もし力を入れていくとすれば、できれば私としては、小学校区単位でですね、そういった協議会組織、今でいうコミセンのですね、そういった色々な運営、協議会を、自治会長さんや色々な方々に入ってもらって、運営していただいておりますので、そういったところの組織強化をですね、もう少し図っていく、そういう道筋をちょっと検討していきたいなど、そのように思っております。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

**○3番（中井 啓悟）** 先ほど町長がおっしゃられたとおり、今後、明和町においてもですね、住民協議会等の組織が発足することもあるかと思っておりますので、その際は、その地域の意向に沿った協力というものを、できる限りしていただくようお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

では、2つ目の質問をさせていただきます。

自治会の未加入世帯の状況について、全国的には少子高齢化、核家族化、また仕事や会社が中心のライフスタイルといった傾向があり、明和町においても未加入世帯割合が増加しているのかどうか。また、現在の状況と今後のお考えをお聞かせください。

**○議長（辻井 成人）** 中井議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

**○人権生活環境課長（世古口 和也）** 未加入世帯ということでございます。

今後ですね、自治会としては、南海トラフ地震などが想定される中でですね、自助、共助、公助の、共助という部分でですね、地域住民が連携していくということが重要でございまして、自治会組織の強化充実を図れることが重要であるといえます。

ただ、現在の未加入世帯についてはですね、ちょっと私ども把握はしておりませんが、現在の住民登録の世帯数なりですね、各自治会から全戸配布の枚数等をですね、あとアパートにお住まいの世帯、あるいは同じ世

帯でも、世帯分離されている方もみえますので、推定ではございますけども、300世帯ぐらいが未加入ではないかと思われまます。

自治会の加入につきましては、あくまでも当該住民さんのですね、自由意思でございますので、当方からはですね、転入なんかがされた場合にはですね、できるだけ加入をお願いしているというような状況でございます。

ただ、未加入世帯の中にはですね、自治会員となるにはですね、加入金が必要、自治会でのルールでございますけども、自治会の加入金が必要であったりですね、金額もさまざまございまして、それで加入しないという方もあるようでございます。

そういうことで、今後ですね、自治会員の高齢化も懸念ということもございまして、できましたら自治会におかれましてもですね、そこら辺も柔軟に考えていただければなと思っております。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

**○3番（中井 啓悟）** まず1つ目、未加入世帯が増加しているかどうかというところを、改めて答弁いただきたいのと。

あと転入時に、加入のお願いをしているとのことですが、その時にですね、例えば自治活動についても、詳細とはいいませんけども、ちょっと大まかな説明をされておるのかどうかというところも、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 中井議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

**○人権生活環境課長（世古口 和也）** 特に増加しているかどうかという問題でございますけども、一応、転入の際には、できる限りご加入をというお願いでございますけども、ただ声を聞かせていただきますと、先ほど言わせてもらった加入金のこととかですね、色々どうしても自治会に入らなけれ

ばいけないのかというお声も、聞くことがありますので、増えているといえ  
ば、どちらかといえば増えている方向かなということでございます。

あと、自治会の説明でございますけども、一応、内容については、説明は  
させてはいただいておりますけども、一応、自治会長さんへのご  
挨拶と、加入については、自治会長さんに連絡をとというようなご案内はさせ  
ていただいております。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

**○3番（中井 啓悟）** それぞれですね、個々の事情もあるかと思いま  
すので、無理強いはできないといったところだと思うんですけども、自治会の必  
要性、また自治会活動の大まかな説明なんかはさせていただいてですね、理解  
を求めて、加入の促進をしていって欲しいと思います。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

自治会の課題として、先ほど松本議員の質問でも、ちょっとかぶるところ  
もあるんですけども、空き家対策の状況について、お聞きいたします。

先ほどの私の質問でも言わせていただいたんですけども、少子高齢化、核  
家族化、高齢化など着実に進行している中で、空き家も年々増加傾向にある  
といえます。現在、空き家の状況は、自治会長にお願いして、現況把握を進  
めていると思いますが、今後の空き家対策として、自治会にどのような課題  
があり、また、お願いをしていくのか、お聞きいたします。

**○議長（辻井 成人）** 中井議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

**○人権生活環境課長（世古口 和也）** 空き家についてのご質問でございま  
す。空き家に対しましても、自治会でお困りのことといたしますと、実際にで  
すね、防犯のこと、不審者の侵入とかですね、防災、火災とか、台風時の飛  
散とか等がですね、所有者が適正に管理してもらっていないというようなケ  
ースがあると思います。



敷地内ですね、樹木の枝とかですね、隣の家とか道路にはみ出しているというようなケースも、お困りのような状況でございます。自治会ではですね、パトロールや見まわりをさせていただいている自治会もあるようでございます。

私どもといたしましてはですね、空き家の管理が不十分なものにつきましては、自治会からの要請によりましてですね、所有者を調査させていただいて、適正な管理をお願いする要請文書を出させていただいて、時には直接電話でですね、話をさせていただくような対応もさせていただいております。

しかしながらですね、所有者への連絡がつかずにですね、長期化してしまうケースも多々ございまして、このような状況がございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

**○3番（中井 啓悟）** これも松本議員と被るんですけども、対策委員会でしたか、今年の初めかなんかに、立ち上げたということですけども、先ほどの松本議員の質問でもあったようにですね、空き家は年々減るというよりは、増加の傾向をたどるのかなと思いますので、早急に具体策を策定して、それでまた、自治会さんの空き家に対する対応の目安、指針の1つとしてですね、活用できるように早急に進めていって欲しいと思います。

それでは、4つ目の質問に移らせていただきます。

ゴミの収集については、どのような問題点が起きているのか、お聞かせください。

最近よく耳にするのが、同じ自治会内に家を建てて住んでいるが、自治会に加入していないため、その自治会が管理しているごみ集積所に、ゴミを捨てられないというのを、よく聞きます。

また、自治会としては、自治会が管理、清掃等をしている中で、自治会費

などの関係もあり、その管理と負担を増やしたくないという意見があり、また未加入者からは行政に対して、同じ税金を払っているのに、住民サービスの差別はおかしいというような、どちらの意見もあるのかなという思いでおるのですが、それぞれさまざま、個々の事例があると思うのですが、現在ごみについて起きている問題の現状があれば、また、今後の対応など、どのようにしていくのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） ごみのことで、ご質問をいただきました。

ごみ集積場の管理につきましては、各自治会がしていただいております、ごみの収集については、大変ご協力をいただいております、あと清掃もしていただいております。

リサイクルステーションもございますが、リサイクルステーションにつきましても、開ける時間を制限したりですね、独自に当番を置いていただいている自治会もございます、リサイクル資材のですね、持ち込まれるものの分別に不適物がないかなど、自治会でも熱心にですね、指導などをしていただいております。

しかしながらですね、時にはですね、出された方が、誰なのかわからない不適物が出されることもありまして、苦勞されているということもございます。その場合はですね、私どもは自治会と連携しながらですね、出されたものを、出せないものの見本といたしまして、暫く表示をさせていただいてですね、集積場に注意表示をさせていただいたりですね、時にはですね、自治会の総会時に、ごみの出し方の話をさせていただいたりして、個々に自治会と協力しながらですね、対応にあたっているというような状況でございます。

また、自治会に加入されていない方についての、ご質問もいただきました。未加入の方はですね、自治会の集積場を利用できないということもございまして、やむを得ずですね、自治会に未加入の方はですね、可燃ごみにつつま

しては、私どもが許可証を出させていただいてですね、役場が指定する集積場を利用させていただいています。

リサイクル資源につきましては、役場東側に未加入者専用ですね、リサイクルステーションを設けさせていただいております、そちらを利用させていただいているような状況でございます。

ただですね、利用される方にはですね、自治会に加入されている方と思われるような方もですね、時には資源ごみを捨てていかれる方もございますようで、それについては私どもも大変ちょっと困っている、苦慮しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

**○3番（中井 啓悟）** ごみのことについてはですね、すっきりとした抜本的な解決策というは、なかなか難しいのかなと思うのですが、今回この自治会のことに関して、僕も質問させていただいたのですが、どのような質問にするのかというのは、大変悩みました。

というのもですね、答弁でもいただいたように、加入の意思というのは自由意思であります。また、自治会それぞれの決まりというか、ルールというのがある中でですね、質問の締めというか、その落としどころというか、着地点というのが見つけるのが、大変困難でした。

なぜ今回させてもらったかということ、やはり普段、町民の皆様と話をしておる中で、色々そういう自治会についての問題点というのを、よく耳にし、相談されることもありますので、今回、質問させていただいたのですが、加入、未加入を問わず、それぞれの住民の皆様においては、地域の一員としての責任感を持っておられ、同時に地域に対して愛着心も抱き、何らかの形で貢献したいと思っておられる方が、ほとんどだと思います。

自治会のイメージ、悪いイメージのバッドイメージとしてはですね、役を押しつけられる、若い人、女性の意見が取り入れられない。中心の人だけで物事が決まる。回覧などの時間的負担などがあり。また逆に、いいイメージ、グッドイメージとしてはですね、さまざまな交流ができる。地域の情勢がわかる。子どもの見守り、また防犯という意味合い、それから、困った時に助けてくれるという、さまざまな意見があるんですけども、その中で自治会の必要性を改めて確認しながらも、そのあり方や活動については、過渡期にきているのではないかと感じます。

明和町においては、今年度から地方創生事業計画の中で、祭りなどの伝統行事の復活、振興に取り組んでいくとの説明を受けましたが、自治会を中心として活動を進めていただくことになるのかなと思います。時代に沿った自治会のあり方、また、それに伴い未加入世帯への加入促進もしていただいていますね、住民サービスの向上に努め、町民の皆様の安心・安全のまちづくりを進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、大きく2つ目の明和町のふるさと寄附の現状と今後について、質問させていただきます。

ふるさと納税制度は、故郷や地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正によって創設されました。以来、その寄附額は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても、役立てられています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方公共団体が独自の取り組みとして行っている返礼品の送付については、地方公共団体の間での競争が過熱しているほか、一部の地方公共団体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がされているところ です。

こういった状況において、総務省が4月1日付けで、返礼割合や返礼に相

応しくない品目を、細かく列挙し、過度な競争の自粛を求めた通達が出されました。

明和町のふるさと寄附の状況については、委員会などで説明いただいているところですが、この通達により今後どのように対応されるのかについて、質問いたします。

それでは、1つ目の質問させていただきます。

明和町は、これまでどのような取り組みを行ってきたのか。制度発足時から現在の寄附件数、寄附額等について、お答えいただきたいと思います。

**○議長（辻井 成人）** 中井議員の質問に対する答弁、町長。

**○町長（中井 幸充）** ふるさと寄附につきましては、先ほど中井議員のほうから色々と述べられました。

平成20年度の税制改正によって創設されたこと。その資金は子育て、教育、まちづくりなどに活用されるというようなこと。

それから、現在、三重県内でも色々と議論を醸しだしておりますが、返礼品に対する色々な議論が、今、色々と話題になっているところでもありますけれども、いわばですね、我々としては逆にいうと、その返礼品を調達するということの中では、逆にいうと、町内の事業者の皆さんの活性化にもですね、つながっているという面も、いえるのではないかなと、そのように思っております。

色々な生産者、あるいは事業者、例えば1万円の半分返すということになればですね、その半分はいわゆる町内の事業者に渡っていくわけですので、そここのところで、事業者の活性化に結びついていく、そういう一面も持っているということですね、なかなかちょっと今、議論が、品物が高いんじゃないか、安いんじゃないか、そういった高価であるとか、そういったところの議論で、なんかやられているような感じがします。

半面そういった部分もですね、持ち合わせているということで、我々としては、正直なところ、痛し痒しのところがあるというのは、本音のところ

あります。このことから、町内におきましてもですね、色々と特産品を提供  
いただいている部分もございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから、実績、取り組み等について、  
報告をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

取り組み、実績等について、私からご報告させていただきたいと思  
います。明和町では、平成20年度の制度発足時から、平成25年度までの6年  
間につきましては、返礼品を設けずに対応していたわけでございます。

この6年間では16件、52万4,000円のご寄附をいただいたところ  
です。平成26年度から寄附者の利便性の向上を目的とした、各種クレ  
ジットカードやコンビニ、インターネットバンキング、そういった色々  
な手法でですね、収納を開始することとなりました。

それとともに、1万円以上のご寄附をいただいた場合に、特典を設  
けて、明和町の特産品を贈呈するといったことを開始したわけでござ  
います。この結果、平成26年度につきましては2,324件、2,364万5,000  
円。平成27年度9,015件、1億1,491万1,001円。平成28年度、5,350  
件、3億585万5,100円、平成20年度からの9年間の合計といたしまし  
ては、1万6,705件、4億4,493万5,101円のご寄附をいただいた  
ところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） わかりました。

それではですね、2つ目の質問で、先ほどの数字を踏まえた上で、住  
民税への影響はどうかお聞きいたします。4月24日の日本経済新聞  
で、三重県四日市市は、平成27年度に約1億3,000万円の流出超過  
になったとの記事が掲載されておりました。

これは、寄附の受入額より市民税の減額分が、上回ったことで起きたことになりませんが、明和町ではそのような状況に陥っているのかどうか。住民税への影響額について、お聞かせください。

**○議長（辻井 成人）** 中井議員の再質問に対する答弁、税務課長。

**○税務課長（松井 友吾）** 昨年中のふるさと寄附関係の申告件数は、寄附金控除の確定申告をした人が168人、ワンストップ特例を利用しました寄附人数が93名、合計が261名でした。

明和町の住民が行いました、明和町も含む全国へのふるさと納税の額は、昨年1年間で2,017万5,736円で、ふるさと納税を行ったことによる、町民税の減税額は869万5,920円でした。また、昨年度の明和町へのふるさと寄附金額は、3億585万5,100円でございます。

当町へのふるさと寄附金額から町民税の寄附控除額を差し引きますと、2億9,715万9,180円の黒字となっております。なお、昨年は1億1,014万5,441円の黒字でございました。2年前は2,253万2,420円の黒字でございます。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

**○3番（中井 啓悟）** 実質、黒字であったということで、わかりました。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

総務省は4月1日付けで、全国の自治体に返礼品の仕入れ価格を、寄附額の3割以下に抑えるよう要請し、合わせて換金性の高い宝飾品や美術品などをふるさと納税制度の趣旨違反として、贈らないよう通知が出されています。

この通知の趣旨違反には、ブランド牛肉も入っておるようですが、法的拘束力はないものの、総務省は自治体への直接指導も行っていくと報道されております。

今回の通達を受けて、明和町では今後どのように対応していくのか、お答

えください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

今後の対応についてということでのご質問でございます。本年4月1日、総務省から金銭類似性の高いもの、例えばプリペイドカードとか、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料、こういったものや資産性の高いものとして、電子機器、貴金属、高額な返礼品や返礼割合の高い返礼品、こういったものについて、取りやめるように通知がなされたところでございます。

当町ではこの通知内容に該当すると考えられる返礼品につきまして、見直しを図ることといたしました。

1点目、昨年8月から開始いたしました、ふるなびグルメポイント、これは2万円以上の寄附で、寄附額の半額をですね、飲食店で利用できる新たな取り組みでございましたが、金銭類似性の高いものに該当するものとして、当面5月1日からポイントを3割に、引き下げさせていただいております。9月末での廃止を検討しているところでございます。

2点目、その他の返礼品につきましては、その返礼割合を5割から3割以下に抑えられるよう、各事業所の皆様と調整中でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 国からの通知ではあるんですけども、そもそもその総務省の通知には、従わなければならないのかどうかということをお聞きしたいのと、あとですね、もう一度申し訳ないんですけども、平成28年度の返礼品の経費は、どれぐらいだったのかというところを、改めてもう一度お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。



○防災企画課長（中谷 英樹） すいません。

2点ご質問いただいたわけでございます。

まず、総務省のこの通知に従わなければならないのかといった点でございます。今回の通知につきましては、地方自治法の第245条の4、技術的な助言といった類のものでございます。この通知に強制力はございません。

また、見直しの期限も定められておりませんし、このことから通知に反して、継続する他の自治体の動きも出ているようでございますが、明和町といたしましては、先ほどの町長の答弁の中にもございました。

また、私からも見直しを進めているということも申し上げました。そういった中でですね、明和町としては自粛すべきであると判断し、見直しを図っていきたいと考えているものでございます。

それと、28年度の返礼品の経費について、どれぐらいになりますかということでございます。先ほど税務課長が、住民税を含めた点につきましては、答弁をさせていただいたところでございますが、実は、そこからですね、また返礼品の買っているお金とか、カードの決済料、色々もろもろの経費が含まれてまいります。

そういったことからですね、平成28年度の寄附額で申し上げますと、寄附額が3億585万5,100円に対しまして、返礼品を調達する費用、これが1億4,717万477円になります。

また、広報費用といたしまして、40万1,488円、カード等の決済費用といたしまして、2,850万5,118円、もろもろの事務経費等で55万5,120円、先ほど税務課長が申しました住民税影響額といたしまして、869万5,920円、これがかかった経費に含めて、合計いたしますと、1億853万8,023円が、今回の寄附いただいた中で、かかってきた経費と考えていただいて、よろしいかと思っております。

そういった中で、差引1億2,052万6,977円が、町に対する実質の実入りというふうには考えられると思っております。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

**○3番（中井 啓悟）** 1億2,000万円ほどが、実際の実入りだったということで、詳しく説明いただきました。明和町においてはですね、総務省の通達ではですね、通達のとおり自粛されるとのことですが、返礼品にかかる経費は、裏を返せば、町長もおっしゃいましたけども、地元事業者の手元に入る収入となります。

ふるさと納税による特需が目減りすることで、事業者の経済的影響も出てくるのではないかと考えますので、見直しの際には、特産品を提供しておる事業者と、十分に話し合いを持っていただくことを、お願いいたします。

また、このふるさと納税制度が継続される中で、他の自治体との競争が激化するおそれもあると思うんですけども、新たな特産品の掘り起こし、新しい商品というのかね、そういうものの掘り起こしや、新たな取り組みを進めていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（辻井 成人）** 以上で、中井議員の一般質問を終わります。

---

## ◎散会の宣告

**○議長（辻井 成人）** これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 3時 50分)

---